

事前編集版

配布：一般 2026

年 3月 23日

原文：英語

## 人権理事会

### 第 61 回会期

2026年 2月 23日～4月 2日

議題項目 7

パレスチナおよびその他の占領下にある  
アラブ地域における人権状況

# 拷問およびジェノサイド

1967年以來占領下にあるパレスチナ地域の人権状況  
に関する特別報告者、フランチェスカ・アルバネー  
ゼ\*、\*\*による報告書

\* 本報告書は、最新情報を盛り込むため、締切後に会議事務局へ提出された。

\*\* 本報告書内のリンク先の一部には、一部の読者にとって不快に感じる内容が含まれている可能性がある。

## 要約

本報告書において、1967年以來占領下にあるパレスチナ領土の人権状況に関する特別報告者は、2023

年 10月 7日以降、占領下のパレスチナ領土から来たパレスチナ人に対するイスラエルによる拷問の組織的な使用について検証している。これには、「ジェノサイドの防止及び処罰に関する条約」におけるジェノサイドの要件を満たす、拘禁下および非拘禁下での慣行が含まれる。彼女は、拘禁中の虐待を通じて、また、長期的な集団的苦痛と苦難を強いるための強制移住、大量殺戮、剥奪、そしてあらゆる生活手段の破壊という執拗なキャンペーンを通じて、拷問がいかんにして男性、女性、そして子どもたちに対する支配

と処罰の不可欠な要素となったかを記録している。身体を破壊し、人々の尊厳を奪い、その土地から追い出すことを目的とした、継続的かつ地域全体に浸透する心理的恐怖の体制が押し付けられている。これは偶発的な暴力ではない。これは、非人間化を土台とし、残虐性と集団的拷問の政策によって維持される、入植者植民地主義の構造そのものである。

## 訳者前書き

本レポートは、下記の全訳です。下訳にDeepLを用いました。

Torture and genocide – Report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in the Palestinian territories occupied since 1967 – Advance edited version (A/HRC/61/71)

<https://www.un.org/unispal/document/torture-and-genocide-report-francesca-albanese-a-hrc-61-71/>

本レポートの著者、フランチェスカ・アルバネーゼによるレポートの日本語訳が下記でお読みいただけます。

1967年以降占領されたパレスチナ領土における人権状況

<https://jca.apc.org/2025/12/国連特別報告者フランチェスカ・アルバネーゼに/>

占領の経済からジェノサイドの経済へ

<https://jca.apc.org/2025/09/全訳版：アルバネーゼ報告書占領の経済からジェ/>

訳者 としまる

日本語版作成 JCA-NET <https://jca.apc.org>

問い合わせ先 toshi@jca.apc.org

# 目次

I. はじめに.....	3
II. 適用される法的枠組み.....	6
III. ジェノサイド行為としての拷問.....	11
A. 根拠.....	11
B. 拘禁下における拷問の激化.....	13
C. 拷問の手法.....	16
極端な「非子ども化」.....	20
拘禁中の死亡.....	21
釈放時の虐待.....	22
戦略としての拷問.....	22
IV. 拷問としてのジェノサイド.....	22
A. ガザ.....	23
B. 東エルサレムを含むヨルダン川西岸地区.....	27
C. ジェノサイド的暴力の累積的效果としての拷問.....	29
V. パレスチナ人を「拷問する権利」.....	30
VI. 結論.....	34
VII. 勧告.....	35

# I. はじめに

1. 本報告書において、1967年以來占領下にあるパレスチナ地域の人権状況に関する特別報告者は、威嚇や強要を目的とする場合、あるいは差別に基づくいかなる理由による場合を含め、身体的または精神的な激しい苦痛や苦しみを意図的に与える行為である「拷問」について、イスラエルがパレスチナ人を集団として対象に行っている実態を検証し、拷問が現在進行中のジェノサイドおよびより広範な入植者植民地主義的アパルトヘイトの構造的特徴であると結論づけている。

2. イスラエルによって任務遂行が妨げられたため、特別報告者は、書面による提出資料<sup>1</sup>—多数の組織によって収集された300件以上の証言を含む—、法律専門家や拷問被害者とのリモート協議、およびイスラエルの内部告発者による証言を含む一次資料や公開資料の検討を通じて、関連情報を収集した。

3. 拷問は、イスラエルによるパレスチナ人の土地剥奪において常に中心的な役割を果たしてきた。しかし、2023年10月以降、イスラエルは集団的報復と破壊的意図を示唆する規模で拷問を行使している。イスラエルのアイザック・ヘルツォグ大統領<sup>2</sup>の言葉を借りれば、「責任を負うべき存在として、そこにいる民族全体」としてのパレスチナ人を標的とする姿勢は、イスラエルの拘禁制度の残虐性、およびすべてのパレスチナ人に課せられた広範な監禁体制に明らかである。イスラエルの「安全保障」のために必要であるとして正当化されるこれらの慣行は、社会破壊というイデオロギー的プロジェクトとして機能し、残虐性を常態化させるとともに、パレスチナ「民族 nation」を弱体化させるという政治的目標を掲げている。

4. イスラエルの拘置施設における拷問の激化は、組織的な計画によるものである。イスラエル刑務局を管轄する国家安全保障相のイタマル・ベン・グヴィルは、屈辱を与える政策を制度化した「刑務所革命」を推進してきた。<sup>3</sup> 2023年11月14日、同大臣は、「テロリスト」とレッテルを貼られたパレスチナ人被拘禁者を、鉄製のベッドと穴を掘っただけのトイレを備えた暗い独房に手錠をかけたまま収容し、イスラエル国歌を絶え間なく大音量で流すよう命じた。<sup>4</sup> また、同大臣はパレスチナ人被拘禁者への死刑を

---

1 The written submissions referred to in the present have been cited with numbers only, as they are confidential.

2 以下を参照。 <http://www.itv.com/news/2023-10-13/israeli-president-says-gazans-could-have-risen-up-to-fight-hamas>

3 以下を参照。 <https://www.timesofisrael.com/ben-gvir-urges-death-penalty-for-terrorists-in-video-filmed-next-to-bound-prisoners/>.

4 以下を参照。 <http://x.com/itamarbengvir/status/1724522158683013549>

求めている。これは、イスラエルによる大量逮捕によって生じた過密状態に対する冷酷な解決策である。<sup>5</sup>

5. 拷問は独房や取調室に限定されたものではない。大規模な追放、包囲、援助や食料の拒否、抑制のない軍や入植者による暴力、そして遍在する監視と恐怖が相まって、占領下のパレスチナ地域は集団的処罰の場と化している。そこでは、生活基盤の破壊がジェノサイド的暴力を集団的拷問の手段へと変え、占領下の住民に長期的な精神的・身体的影響をもたらしている。世界的な安全保障産業と第三国による不作為によって可能となったこの体制は、パレスチナ人を非人間化し、彼らに多重の屈辱や様々な種類の暴力を強いるとともに、集団的な恐怖を植え付けている。<sup>6</sup>

6. 占領下のパレスチナ全土において、イスラエル当局は、抵抗、尊厳、そしてスムード（不屈の精神）を打ち砕くことを目的とした「拷問的な環境」<sup>7</sup>を意図的に作り出している。本報告書で分析されている、進行中のジェノサイドと集団的拷問を支持してきたベザレル・スモトリッチ財務相をはじめとする当局者らが公然と表明しているように、最終的かつ公言された目的は、併合と入植者による征服を可能にするため、パレスチナ人を強制的に追放することにある。<sup>8</sup>

7. 想定される「新たなナクバ」計画<sup>9</sup>の文脈において、本報告書で記録された拘禁下および非拘禁下の拷問慣行の組み合わせは、拷問と入植者による植民地主義的ジェノサイドとの密接な関係を示している。ある集団に対して「その集団として」拷問が組織的に行われる場合、それは支配の手段であると同時に、「ジェノサイドの防止及び処罰に関する条約」第2条(b)に基づくジェノサイドの意図の証拠でもある。

8. 正義が果たされるためには、ジェノサイドの文脈において、拘禁下か否かを問わず、拷問は本質的に意図的かつ目的的なものであると認識されなければならない。同一の集団に対して時空を超えて持続的に拷問が行われることは、その集団の肉体的・心理的破壊を目的とした政策の証拠となる。<sup>10</sup>

---

5 以下を参照。<http://www.thenationalnews.com/news/mena/2024/07/02/israeli-minister-wants-death-penalty-for-terrorists-to-solve-prison-overcrowding/>

6 Submission No. 14.

7 [A/HRC/43/49](#), paras. 34, 68, 70 and 86; and Pau Pérez-Sales, Andrea Galán-Santamarina and Julia Manek, “Torturing environments and migration”, in *Migration and Torture in Today’s World*, Fabio Perocco, ed. (Edizioni Ca’ Foscari, 2023), pp. 73–74.

8 以下を参照。<http://www.timesofisrael.com/smotrich-proposes-annexing-82-of-west-bank-in-bid-to-prevent-palestinian-state/>

9 以下を参照。<http://www.timesofisrael.com/pm-warns-ministers-to-pipe-down-after-comments-on-new-nakba-and-nuking-gaza/>

## II. 適用される法的枠組み

9. 国際法上、拷問およびその他の残虐、非人道的または品位を傷つける取扱いもしくは刑罰の禁止は絶対的かつ non-derogable（強行規範）であり<sup>11</sup>、正当化するためのいかなる例外的な状況も主張することもできないものである<sup>12</sup>。いかなる国家も、戦争や公共の緊急事態<sup>13</sup>、あるいは安全保障上の脅威を防止または対応する場合も含めて、いかなる状況下においても、拷問を行ったり容認したりしてはならない。すべての国家は、その管轄下または実効支配下にあるいかなる領域においても、例外なく、そのような行為を防止し、犯罪化し、捜査し、処罰し、かつ効果的な救済を提供しなければならない<sup>14</sup>。国際司法裁判所が、事実上、イスラエルによる占領の無条件かつ完全な解除を求めていること<sup>15</sup>、ベンヤミン・ネタニヤフ首相を含むイスラエル政府高官に対する国際刑事訴訟が係属中であること<sup>16</sup>、そして国際司法裁判所においてイスラエルおよびドイツを相手

---

10 International Criminal Tribunal for Rwanda, *Prosecutor v. Akayesu*, Case No. ICTR-96-4-T, Judgment, 2 September 1998, paras. 523 and 524; and International Tribunal for the Former Yugoslavia, *Prosecutor v. Karadžić and Mladić*, Cases No. IT-95-5-R61 and No. IT-95-18-R61, Trial Chamber I, review of the indictments pursuant to rule 61 of the Rules of Procedure and Evidence, 11 July 1996, para. 94.

11 *Questions relating to the Obligation to Prosecute or Extradite (Belgium v. Senegal)*, Judgment, *I.C.J.Reports* 2012, p. 422, para. 99; and International Tribunal for the Former Yugoslavia, *Prosecutor v. Delalić et al.*, Case No. IT-96-21-T, Trial Chamber Judgment, 16 November 1998, para. 454.

12 Convention against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment, arts. 1, 2, 4 and 12–16; International Covenant on Civil and Political Rights, arts. 4, 7, 9 and 10; Convention on the Rights of the Child, art. 37 (a) and (c); Universal Declaration of Human Rights, art. 5; Human Rights Committee, general comment No. 20 (1992), para. 3; and Committee against Torture, general comment No. 2 (2007), para. 5.

13 Convention against Torture, art. 2 (2).

14 Ibid., arts. 2 (1), 4 and 12–16.

15 *Legal Consequences arising from the Policies and Practices of Israel in the Occupied Palestinian Territory, including East Jerusalem, Advisory Opinion*, 19 July 2024, General List No. 186, paras. 261–264 and 267.

16 以下を参照。 <https://www.icc-cpi.int/defendant/netanyahu>; and [www.icc-cpi.int/defendant/gallant](https://www.icc-cpi.int/defendant/gallant).

取ったジェノサイド訴訟が提起されていること<sup>17</sup>を考慮すれば、この義務は占領下のパレスチナ領土において、なおさら緊急の課題である。

10. 「拷問及びその他残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約は、拷問を、本人または第三者から情報または自白を引き出すこと、本人または第三者が犯した、あるいは犯したと疑われる行為に対する懲罰、本人または第三者に対する威嚇または強要、あるいは何らかの差別に基づく理由により、公的職員または公的職務を行う者が、その行為を行い、またはその行為を唆し、もしくは同意または黙認した場合に、当該苦痛または苦しみを与えるあらゆる行為と定義している。<sup>18</sup> 本条約はまた、残虐、非人道的又は品位を傷つける取扱い又は刑罰を禁止している。<sup>19</sup>

11. 拷問は、それ自体が国際犯罪とみなされ<sup>20</sup>、国際人道法上の重大な違反行為であり<sup>21</sup>、武力紛争中に実行された場合は戦争犯罪<sup>22</sup>、また民間人に対する広範かつ組織的な攻撃の一環として行われた場合は人道に対する罪となる<sup>23</sup>。さらに、拷問は、支配、抑圧、迫害の手段として用いられる場合、アパルトヘイト犯罪の一部を構成し得る<sup>24</sup>。さらに、非人道的な扱い、残虐な扱い、および個人の尊厳に対する冒涇は、国際人道法の下で禁止されている<sup>25</sup>。迫害、強姦、および飢餓を含むその他の非人道的な行為も、人道に対す

---

17 *Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide in the Gaza Strip (South Africa v. Israel)*, application instituting proceedings and request for the indication of provisional measures, 29 December 2023 および *Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide in the Gaza Strip (Nicaragua v. Germany)*, application instituting proceedings and request for the indication of provisional measures, 1 March 2024.

18 Art. 1.

19 Art. 16.

20 Convention against Torture, art. 5.

21 Geneva Convention for the Amelioration of the Condition of the Wounded and Sick in Armed Forces in the Field (First Geneva Convention), art. 50; Geneva Convention relative to the Treatment of Prisoners of War (Third Geneva Convention), art. 130; Geneva Convention relative to the Protection of Civilian Persons in Time of War (Fourth Geneva Convention), art. 147 および Protocol Additional to the Geneva Conventions of 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I), art. 85.

22 Rome Statute of the International Criminal Court, art. 8 (2) (a) (ii) and art. 8 (2) (c) (i) and (ii). See also art. 8 (2) (b) (xxii) and art. 8 (2) (e) (vi).

23 Rome Statute art. 7 (1) (f) および International Criminal Court, *Elements of Crimes* (2013), art. 7 (1) (f).

24 International Convention on the Suppression and Punishment of the Crime of Apartheid, art. II (a) (ii).

る罪とみなされる。<sup>26</sup> 国際刑事法上はこれらを別個の犯罪として分類しているが、実際には、単一の支配と破壊の体制における相互依存的な構成要素として機能することが多い。

12. 拷問はジェノサイドの文脈以外でも発生するが、いかなるジェノサイドにも何らかの形態の拷問が伴う。ジェノサイド条約は、保護対象集団を「その集団として」全部または一部を破壊する意図をもって加えられた場合、重大な身体的または精神的危害を与える行為がジェノサイドの基礎となる行為を構成すると規定している（第2条）<sup>27</sup>。国際刑事裁判所を含む国際司法実務は、拷問が十分に深刻であり、かつ必要な特定の意

図を伴う場合、第2条(b)項に基づく保護集団の構成員に対する「重大な身体的または精神的危害を加える」行為に該当し得ることを認めている。<sup>28</sup> この理解は判例法において確立されている<sup>29</sup>。

13. 拷問は、拘禁下にあるか否かを問わず、偶発的なものではなく本質的に目的を持った行為である。時間と空間を超えて、ある集団そのものに対して体系的に行われる拷問は、その集団の身体的完全性と心理的生存を蝕むことを意図した、調整された政策の存在を示唆し得るものだ。この文脈において、体系的な拷問は、状況の全体像に照らして

---

25 Geneva Conventions, common art. 3 (a) and (c) および Fourth Geneva Convention, art. 32.

26 Rome Statute, art. 7 (1) (g), (h) and (k).

27 以下も参照。Rome Statute, art. 6; International Criminal Court, Elements of Crimes (2011), art. 6 (b), footnote 3; International Tribunal for the Former Yugoslavia, Prosecutor v. Blagojević and Jokić, Case No. IT-02-60-T, Trial Chamber I Judgment, 17 January 2005, para. 646 および International Tribunal for the Former Yugoslavia, Prosecutor v. Krstić, Case No. IT-98-33-T, Trial Chamber Judgment, 2 August 2001, para. 513.

28 International Tribunal for the Former Yugoslavia, *Prosecutor v. Stakić*, Case No. IT-97-24-T, Trial Chamber II Judgment, 31 July 2003, para. 516; International Criminal Tribunal for Rwanda, *Prosecutor v. Seromba*, Case No. ICTR-2001-66-A, Appeals Chamber Judgment, 12 March 2008, para. 46, and *Prosecutor v. Akayesu*, para. 504; International Tribunal for the Former Yugoslavia, *Prosecutor v. Brđanin*, Case No. IT-99-36-T, Trial Chamber Judgment, 1 September 2004, paras. 690 and 741; International Criminal Tribunal for Rwanda, *Prosecutor v. Kayishema and Ruzindana*, Case No. ICTR-95-1-T, Trial Chamber Judgment, 21 May 1999, paras. 108 and 109; *Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Bosnia and Herzegovina v. Serbia and Montenegro)*, Judgment, I.C.J. Reports 2007, p. 43, paras. 300 and 319; International Criminal Court, Prosecutor v. Al-Bashir, Case No. ICC-02/05-01/09, second decision on the prosecution's application for a warrant of arrest, 12 July 2010, para. 30.

29 Stuart Casey-Maslen, “Torture and ill-treatment as international crimes”, in *The Prohibition of Torture and Ill-Treatment under International Law* (Cambridge, Cambridge University Press, 2025), p. 280.

評価された場合、破壊の具体的意図を推認し得る証拠となり得る<sup>30</sup>。この枠組みは、ジェノサイド条約第2条(b)の核心をなすものである。ジェノサイドの判例法は主に殺害に焦点を当てているが、条約の条文および判例法は、身体、精神、そして集団的回復力を破壊する持続的な慣行を通じてジェノサイドが実行され得ることを確認している。したがって、拷問は、意図的な危害、予見可能性、そして苦痛の手段化——これらは *dolus specialis* の主要な指標である——を実証する、決定的な証拠上の架け橋となる。

14. 集団の構成員に対して加えられる"重大な身体的または精神的危害"とは、必ずしも恒久的かつ回復不能な危害の意味に限定されないが<sup>31</sup>、しかし一時的な不快感・当惑・屈辱などを越えた危害を伴うものであって、「深刻かつ長期的な不利益」をもたらすものと理解されなければならない<sup>32</sup>。「重大な身体的危害」の基準には、著しい健康障害や外見の損壊が含まれる<sup>33</sup>。「重大な精神的危害」は事例ごとに評価されなければならない<sup>34</sup>。これには、とりわけ、恐怖、不安、あるいは被害者が通常的生活を送る能力を根本的に損な強制措置などが含まれる<sup>35</sup>。

---

30 International Criminal Tribunal for Rwanda, *Prosecutor v. Akayesu*, paras. 523 and 524 および International Tribunal for the Former Yugoslavia, *Prosecutor v. Karadžić and Mladić*, Cases Nos. IT-95-5-R61 and IT-95-18-R61, Trial Chamber I, review of the indictments pursuant to rule 61 of the Rules of Procedure and Evidence, 11 July 1996, para. 94.

31 International Criminal Tribunal for Rwanda, *Prosecutor v. Bagilishema*, Case No. ICTR-95-1A-T, Trial Chamber Judgment, 7 June 2001, para. 59, *Prosecutor v. Kayishema and Ruzindana*, para. 108, and *Prosecutor v. Akayesu*, para. 502; International Tribunal for the Former Yugoslavia, *Prosecutor v. Krstić*, paras. 510 and 513, *Prosecutor v. Tolimir*, Case No. IT-05-88/2-A, Appeals Chamber Judgment, 8 April 2015, para. 201, and *Prosecutor v. Karadžić*, Case No. IT-95-5/18-T, Trial Chamber Judgment, 24 March 2016, para. 543.

32 International Tribunal for the Former Yugoslavia, *Prosecutor v. Krstić*, para. 513; International Criminal Tribunal for Rwanda, *Prosecutor v. Kayishema and Ruzindana*, para. 110; International Tribunal for the Former Yugoslavia, *Prosecutor v. Tolimir*, para. 201 および International Criminal Tribunal for Rwanda, *Prosecutor v. Akayesu*, para. 502.

33 International Criminal Tribunal for Rwanda, *Prosecutor v. Kayishema and Ruzindana*, para. 109, *Prosecutor v. Seromba*, para. 46 および *Prosecutor v. Semanza*, Case No. ICTR-97-20-T, Trial Chamber Judgment, 15 May 2003, para. 320.

34 International Criminal Tribunal for Rwanda, *Prosecutor v. Kayishema and Ruzindana*, paras. 110 and 113, and *Prosecutor v. Kamuhanda*, Case No. ICTR-99-54A-T, Trial Chamber Judgment, 22 January 2004, para. 634.

35 International Criminal Tribunal for Rwanda, *Prosecutor v. Kayishema and Ruzindana*, para. 110, *Prosecutor v. Kajelijeli*, Case No. ICTR-98-44A-T, Trial Chamber Judgment, 1 December 2003, para. 815, *Prosecutor v. Semanza*, para. 321, and *Prosecutor v. Seromba*, para. 46; International Tribunal for the Former Yugoslavia, *Prosecutor v. Tolimir*, para. 203 および International

15. 国際裁判所は、深刻な苦痛は単発の行為だけでなく、長期にわたる虐待の結果として生じることが多いことを認識し、その深刻さを包括的に評価する<sup>36</sup>。その結果、拷問およびその他の残虐な、非人道的な、あるいは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する特別報告者が説明しているように、剥奪、脅迫、および強制的な不安は、その累積的かつ長期的な影響を通じて、拷問的な環境の一部として、大規模な深刻な心理的拷問

を合わせて引き起こす可能性がある<sup>37</sup>。これは、従来 of 拘禁状況だけでなく、ある地域全体にも適用され、拷問を構成するものの範囲を、単なる孤立した権利侵害の事例から拡大させるものである。

16. 拘禁に関する国際的な規制は、拘禁当局が、例外的に強制的な統制を行使するにあたり、当局による分類にかかわらず、捕虜、治安上の被拘禁者、民間人を問わず、すべての被拘禁者<sup>38</sup>の身体的および心理的完全性を常に保護しなければならないという原則に基づいている<sup>39</sup>。人道的な扱いは、拘禁における構造的な要件であり、拷問、その他の残虐、非人道的または品位を傷つける扱いはまたは刑罰を断固として禁止することを必要とする<sup>40</sup>。したがって、拘禁の合法性は、当初の拘禁理由だけでなく、物質的環境、日常のルーチン、苦痛を引き起こす具体的な慣行を含むその運営状況にも依存する<sup>41</sup>。し

---

Criminal Court, *Elements of Crimes*, art. 6 (b), footnote 3.

36 International Criminal Court, *Prosecutor v. Ongwen*, Case No. ICC-02/04-01/15, Trial Chamber IX Judgment, 4 February 2021, para. 2701, and *Prosecutor v. Ongwen*, Case No. ICC-02/04-01/15, Pretrial Chamber II Decision on the Confirmation of Charges, 23 March 2016, para. 230; International Tribunal for the Former Yugoslavia, *Prosecutor v. Krnojelac*, Case No. IT-97-25-T, Trial Chamber Judgment, 15 March 2002, para. 182 および European Court of Human Rights, *Selmouni v. France*, Application No. 25803/94, Judgment, 28 July 1999, para. 105.

37 [A/HRC/43/49](#), paras. 34, 68, 70 and 86.

38 Human Rights Committee, general comment No. 21 (1992), paras. 2–4, and general comment No. 36 (2018), para. 25; Convention against Torture, arts. 1 and 2; Fourth Geneva Convention, art. 32; International Committee of the Red Cross (ICRC), *Customary International Humanitarian Law, Volume I: Rules*, rule 90 および Human Rights Committee, *Lantsova v. Russian Federation*, ([CCPR/C/74/D/763/1997](#)), para. 9.2.

39 Third Geneva Convention, arts. 13 and 14; Fourth Geneva Convention, arts. 5, 27 and 79 および common article 3 of the Geneva Conventions.

40 Convention against Torture, arts. 2 (1) and (2) and 16; Third Geneva Convention, art. 13; Fourth Geneva Convention, art. 27; ICRC, *Customary International Humanitarian Law*, rules 87, 99 and 118; common article 3 of the Geneva Conventions および Protocol I Additional to the Geneva Conventions of 1949, art. 75.

41 See United Nations Standard Minimum Rules for the Treatment of Prisoners (the Nelson Mandela Rules); Body of Principles for the Protection of All Persons under Any Form of Detention or Imprisonment; Human Rights Committee, general

たがって、法的審査では、過密状態、不十分な衛生環境、食料や医療へのアクセス制限、恐怖や不確実性を醸成するための意図的な睡眠妨害や屈辱の長期的な使用など、拘禁環境の累積的な影響が考慮される<sup>42</sup>。こうした慣行が意図的なものであり、その結果が完全に予測可能な場合、それは単に環境の不備の問題ではなく、収容環境そのものを通じて行われる禁止された処遇の問題となる。これは、その深刻度や目的によっては、拷問またはその他の残虐な、非人道的な、あるいは品位を傷つける取扱いまたは刑罰の定義を満たす可能性がある<sup>43</sup>。

17. ある政策が「目的に向けて故意に恐怖を惹起させる」ことを含んでおり、「威嚇または強要」が目標とされるとき、それが引き起こす危害は[一連の]拷問の核心目的としての「完全な支配」の確立に向けて意図された苦痛を反映したものである<sup>44</sup>。従って、[グループを]破壊する手段が構造的であって大規模で強度の精神的苦痛を意図しており、グループとして生存する能力を完全に破壊しようとするものであるから、ジェノサイド行為全体は組織的拷問体制と呼ぶべきものとなる。

18. 2025年、拷問防止委員会はまた、2023年10月7日以降激化している、組織的かつ広範な拷問および虐待という事実上の国家政策の適用が、イスラエルによって著しく強化されているとの報告について、深刻な懸念を表明した<sup>45</sup>。同年、東エルサレムを含むパレスチナ占領地域およびイスラエルに関する独立国際調査委員会は、上記第12項に規定された第2条(b)項の根拠が立証されたとの結論を下した<sup>46</sup>。46

---

comment No. 35 (2014); International Covenant on Civil and Political Rights, art. 7; Fourth Geneva Convention, arts. 27, 32 and 33 および ICRC, *Customary International Humanitarian Law*, rule 118.

42 European Court of Human Rights, *Ananyev and others v. Russia*, Application Nos. 42525/07 and 60800/08, Judgment, 10 January 2012, para. 142, *Idalov v. Russia*, Application No. 5826/03, Judgment, 22 May 2012, para. 94, and *Muršić v. Croatia*, Application No. 7334/13, Judgment, 20 October 2016, para. 101.

43 European Court of Human Rights, *Ilaşcu and others v. Moldova and Russia*, Application No. 48787/99, Judgment, 8 July 2004; International Tribunal for the Former Yugoslavia, Prosecutor

v. *Delalić et al.*, paras. 556 and 558 および Prosecutor v. *Krnjelac*, para. 183.

44 [A/HRC/43/49](#), paras. 35, 46, 49 and 69.

45 [CAT/C/ISR/CO/6](#), para. 28.

46 以下を参照。 [A/80/337](#).

### III. ジェノサイド行為としての拷問

#### A. 根拠

19. 非人間化は、拷問、屈辱、抹殺を「通常の」行政手続きに必要なものとして正当化することで、植民地主義的かつ人種差別的な体制の政策を支えている<sup>47</sup>。パレスチナ委任統治時代、英国は反乱鎮圧の戦術として拷問を用いた。これはアイルランドで洗練され、後にシオニスト民兵組織に伝授されたものである。こうした慣行は植民地時代の遺産であり、1948年前後に、抑圧の手段およびパレスチナ人の抵抗に対する予防措置として、イスラエルの治安機関に吸収された<sup>48</sup>。

20. 国家建設の初期から数十年にわたる占領期間を通じて、イスラエルは支配機構の構造的構成要素として、強制的暴力を行使し、容認してきた。拷問や虐待に関する報告は占領開始直後から現れ<sup>49</sup>、1970年代以降、パレスチナ人<sup>50</sup>、イスラエル<sup>51</sup> および国際的な非政府組織（NGO）<sup>52</sup> ならびに国連<sup>53</sup> によって、ますます多く記録されるようになった。「パレスチナ式吊り」<sup>54</sup> や「パレスチナ式椅子」<sup>55</sup> といったイスラエルの拷問手法は、イスラエルの尋問官がパレスチナ人被拘禁者に対して広範に用いたことで悪名高くなった。

---

47 Marnia Lazreg, *Torture and the Twilight of Empire: From Algiers to Baghdad* (Princeton, United States of America, Princeton University Press, 2007) および Caroline Elkins, *Imperial Reckoning: The Untold Story of Britain's Gulag in Kenya* (New York, Henry Holt and Company, 2005).

48 Matthew Hughes, "Terror in Galilee: British-Jewish collaboration and the special night squads in Palestine during the Arab Revolt, 1938–39", *The Journal of Imperial and Commonwealth History*, vol. 43, No. 4 (2015) および Salman Abu Sitta and Terry Rempel, "The ICRC and the detention of Palestinian civilians in Israel's 1948 POW/Labor Camps", *Journal of Palestine Studies*, vol. 43, No. 4 (2014).

49 [A/32/132-S/12356](https://www.jstor.org/stable/2535792), p. 3 および <https://www.jstor.org/stable/2535792>, p. 208.

50 たとえば以下を参照。<https://yplus.ps/wp-content/uploads/2021/01/Al-Haq-A-Nation-under-Siege.pdf>.

51 たとえば以下を参照。Stanley Cohen and Daphna Golan, *The Interrogation of Palestinians during the Intifada: Ill-treatment, "Moderate Physical Pressure" or Torture?* (Jerusalem, B' Tselem, 1991).

52 たとえば以下を参照。<http://www.amnesty.org/en/documents/pol10/001/1979/en/pp.163> and 164; <https://www.amnesty.org/en/documents/pol10/0001/1983/en/>

53 A/8389, A/8389/Corr.1 and A/8389/Corr.2, paras. 64–67.

54 European Court of Human Rights, *Aksoy v. Turkey*, Application No. 21987/93, Judgment, 18 December 1996, paras. 14, 23 (d), 60, and 64 および Sara Woldu and Marie Brasholt, "Suspension torture and its physical sequelae", *Journal of Forensic and Legal Medicine*, vol. 80 (2021), p. 2.

21. パレスチナ人への拷問や組織的な隠蔽工作をめぐる世間のスキャンダル<sup>56</sup>を受け、イスラエル政府は、一般治安局の尋問手法を調査する任務を負うランダウ委員会を設立した<sup>57</sup>。1987年の報告書において、同委員会は、心理的圧力に加え、公共の利益と「必要性」を理由として、テロ活動への関与が疑われる人物に対して「適度な」身体的圧力を用いることができるとの結論を下した<sup>58</sup>。委員会のこの結論は、拷問防止委員会<sup>59</sup>および多くの人権団体にとって深刻な懸念の原因となった<sup>60</sup>。1999年、イスラエル高等裁判所はこの「必要性」の原則を認め、尋問における特別な圧迫手段を許可した<sup>61</sup>。これはさらに2018年に拡大された<sup>62</sup>。その結果、ほぼ全面的な不処罰状態が生じている。2001年から2020年にかけて1,300件を超える拷問の申し立てがあったが、調査は2件にとどまり、起訴は1件もなかった<sup>63</sup>。

22. 差別的な法的枠組みと虐待的な運用慣行からなる生態系が拡大し、イスラエル軍の収容施設や刑務所<sup>64</sup>——その一部は秘密施設である<sup>65</sup>——にまで及んでいる。適正手続きをすでに侵害している既存の法律——例えば、ガザ地区出身のパレスチナ人にのみ適用される2002年の「非合法戦闘員の収監に関する法律」<sup>66</sup>——は、さらに過酷な扱いを

---

55 以下を参照。[http://www.democracynow.org/2016/4/7/ex\\_abu\\_ghraib\\_interrogator\\_israelis\\_trained](http://www.democracynow.org/2016/4/7/ex_abu_ghraib_interrogator_israelis_trained); Eric Fair, *Consequence: A Memoir* (Henry Holt and Company, 2016).

56 Supreme Court of Israel, *Nafsu v. Chief Military Advocate*, Case No. 124/87, Judgment, 24 May 1987, paras. 4–7; <http://www.nytimes.com/1984/05/29/world/arabs-were-slain-by-israeli-guards-inquiry-concludes.html>; <https://addameer.ps/media/4821> pp. 50–53; <https://stoptorture.org.il/wp-content/uploads/2024/02/Accountability-Denied.pdf> pp. 6–7.

57 以下を参照。[https://hamoked.org/files/2012/115020\\_eng.pdf](https://hamoked.org/files/2012/115020_eng.pdf)

58 Ibid.

59 A/49/44, paras. 159–171.

60 たとえば以下を参照。<http://www.amnesty.org/en/documents/MDE15/037/1996/en/>

61 The Public Committee against Torture in Israel v. The State of Israel, HCJ 5100/94, Judgment.

62 以下を参照。<https://versa.cardozo.yu.edu/opinions/tbeish-v-attorney-general>

63 たとえば以下を参照 [https://www.fidh.org/IMG/pdf/fidh-pcati\\_art\\_15\\_communication\\_palestine\\_crimes\\_isa.pdf](https://www.fidh.org/IMG/pdf/fidh-pcati_art_15_communication_palestine_crimes_isa.pdf).

64 [CAT/C/ISR/CO/6](#), paras. 12–14.

65 たとえば以下を参照。<https://www.theguardian.com/world/2003/nov/14/israel2>.

66 以下を参照。[https://stoptorture.org.il/wp-content/uploads/2024/09/Incarceration-of-Unlawful-Combatants-Law\\_July-2024.pdf](https://stoptorture.org.il/wp-content/uploads/2024/09/Incarceration-of-Unlawful-Combatants-Law_July-2024.pdf).

可能にするために繰り返し改正されてきた<sup>67</sup>。根深い不処罰が、イスラエルによるパレスチナ人被拘禁者への虐待の常態化を助長している。<sup>68</sup>

## B. 拘禁下における拷問の激化

23. 2023年10月以降、拘禁中の拷問は、集団的報復としての懲罰的手段として前例のない規模で行われており、これはジェノサイドの明らかな特徴である。すべてのパレスチナ人は、「テロリスト」や「安全保障上の脅威」として集団的に扱われてきた。<sup>69</sup>

24. それ以来、イスラエル当局は少なくとも1,500人の子ども<sup>70</sup>を含む18,500人以上のパレスチナ人を逮捕した。また、2026年2月時点で、イスラエルは依然として9,245人のパレスチナ人を様々な収容施設に拘束しており、その内訳は有罪判決を受けた受刑者1,330人、勾留中の被疑者3,308人、裁判なしに拘束されている行政拘禁者3,358人である。また、イスラエルは1,249人を「非合法戦闘員」として拘束している<sup>71</sup>。さらに、4,000人以上が強制失踪の被害に遭っており、その多くはすでに死亡している可能性が高い<sup>72</sup>。イスラエル当局は当初、これらの拘束を認めようとせず、数ヶ月にわたり被拘束者の所在に関する詳細を伏せていた。2024年5月、法的圧力の下、当局は被拘禁者追跡メカニズムを導入したが、このメカニズムは拘束から45日が経過して初めて発動される<sup>73</sup>。家族や弁護士は依然として正確な情報を得ることができず<sup>74</sup>、国際赤十字委員会（ICRC）は拘置施設への立ち入りを拒否されている<sup>75</sup>。

25. イスラエル軍兵士は地域社会全体を一斉に掃討し、高齢者、障害者、妊婦、子どもたちさえも強制的に連行した<sup>76</sup>。逮捕は、イスラエル国内から占領下のパレスチナ全土

---

67 以下を参照。 <http://www.alhaq.org/advocacy/27172.html>

68 Submission No. 11.

69 以下を参照。 [http://www.btselem.org/sites/default/files/publications/202507\\_our\\_genocide\\_eng.pdf](http://www.btselem.org/sites/default/files/publications/202507_our_genocide_eng.pdf)

70 Submission No. 1.

71 以下を参照。 <https://hamoked.org/prisoners-charts.php>

72 以下を参照。 <https://www.un.org/unispal/document/un-experts-press-release-18jul25/>.

73 CAT/C/ISR/CO/6, para. 16.

74 以下を参照。 [https://btselem.org/sites/default/files/publications/202408\\_welcome\\_to\\_hell\\_eng.pdf](https://btselem.org/sites/default/files/publications/202408_welcome_to_hell_eng.pdf), pp. 14 and 36.

75 以下を参照。 <https://www.haaretz.com/israel-news/2025-10-29/ty-article/.premium/defense-minister-signs-order-to-continue-ban-on-red-cross-visits-to-palestinian-prisoners/0000019a-2fac-d856-a9ff-6faf5cf50000>.

76 以下を参照。 <https://www.ohchr.org/sites/default/files/documents/countries/opt/20240731-Thematic-report-Detention-context-Gaza-hostilities.pdf> para. 12.

に至るまで、至る所で発生した。家屋、避難所、病院への家宅捜索中、検問所や路上でのほか<sup>77</sup>、イスラエル占領軍によって「安全」と指定された通路や、ガザ人道財団が運営する場所を含む支援物資配布所でも行われた<sup>78</sup>。

26. イスラエル当局は、2023年10月以降、主に2種類の収容施設を使用してきた。軍が運営する臨時の収容キャンプ——その中でも特に悪名高いのはスデ・テイマン、アナトット、オファーなどである——そしてイスラエル刑務所局の施設である<sup>79</sup>。アヤロン刑務所内のラケフェット施設——その非人道的な地下環境のため1985年に閉鎖された——は、ベン・グヴィル国家安全保障相の命令により再開された<sup>80</sup>。軍が運営する収容所での扱いは特に非人道的だが<sup>81</sup>、拷問は拘禁ネットワーク全体で組織的に行われている<sup>82</sup>。

27. 2023年11月までに、パレスチナ人の恣意的逮捕が急増する中、人権団体は広範な拷問を非難していた<sup>83</sup>。2024年、証拠が蓄積されるにつれ<sup>84</sup>、あるイスラエルの団体は、「自製の片鱗さえも捨て去られた」と警告した<sup>85</sup>。

28. 特定のグループが、拘禁や過酷な虐待の標的とされ、時には暴力的な死に至ることもある。その対象となるのは、活動家、医師、政治家、人権活動家、そしてジャーナリ

---

77 Ibid.; [https://www.alhaq.org/cached\\_uploads/download/2025/12/16/ah-am-a-submission-i-sr-opt-torture-10-december-1765892761.pdf](https://www.alhaq.org/cached_uploads/download/2025/12/16/ah-am-a-submission-i-sr-opt-torture-10-december-1765892761.pdf), p. 19.

78 以下を参照。 <https://www.ohchr.org/en/press-releases/2025/08/un-experts-alarmed-reports-enforced-disappearances-gaza-humanitarian>

79 以下を参照。 [https://www.ohchr.org/sites/default/files/documents/countries/opt/20240731-Thematic-report-Detention-context-Gaza-hostilities.pdf?utm\\_source=chatgpt.com](https://www.ohchr.org/sites/default/files/documents/countries/opt/20240731-Thematic-report-Detention-context-Gaza-hostilities.pdf?utm_source=chatgpt.com)

80 以下を参照。 <http://www.theguardian.com/world/2025/nov/08/israel-underground-jail-rakefet-palestinians-gaza-detainees>

81 以下を参照。 <http://www.amnesty.org/en/latest/news/2023/11/israel-opt-horrifying-cases-of-torture-and-degrading-treatment-of-palestinian-detainees-amid-spike-in-arbitrary-arrests/> para. 38.

82 以下を参照。 [http://www.btselem.org/publications/202601\\_living\\_hell](http://www.btselem.org/publications/202601_living_hell)

83 以下を参照。 <http://www.amnesty.org/en/latest/news/2023/11/israel-opt-horrifying-cases-of-torture-and-degrading-treatment-of-palestinian-detainees-amid-spike-in-arbitrary-arrests/>

84 たとえば以下を参照。 <https://www.un.org/unispal/wp-content/uploads/2024/07/20240731-Thematic-report-Detention-context-Gaza-hostilities.pdf>、<https://www.unrwa.org/resources/reports/detention-and-alleged-ill-treatment-detainees-gaza-during-israel-hamas-war>、[https://www.btselem.org/sites/default/files/publications/202408\\_welcome\\_to\\_hell\\_eng.pdf](https://www.btselem.org/sites/default/files/publications/202408_welcome_to_hell_eng.pdf)、<https://www.hrw.org/news/2024/07/23/israel-detainees-face-inhumane-treatment>

85 以下を参照。 <http://www.phr.org.il/en/prisoners-violations-report-2024/>

ストである<sup>86</sup>。数百人の医療従事者や救助隊員が、医療業務に従事中に、しばしば品位を傷つけるような方法で恣意的に逮捕された<sup>87</sup>。拘束中に死亡した医療従事者の中には、アドナン・アル・ブルシュ、イヤード・アル・ランティシ、ジアド・アル・ダロウの3人の医師と、救急救命士のハムダン・アブ・アナバが含まれる<sup>88</sup>。国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）の職員50名以上もまた、逮捕され、特にUNRWAの活動について尋問を受け、拷問を受けた<sup>89</sup>。

29. この残虐な体制は、イスラエル占領軍、イスラエル保安庁（シン・ベット）、イスラエル警察、およびイスラエル刑務局を通じて緊密に連携されて運用されている<sup>90</sup>。

## C. 拷問の手法

30. ベン・グヴィル国家安全保障相は、被拘禁者の環境を劣悪なものにすることを自身の最重要目標の一つとして公言し<sup>91</sup>、摂取カロリーの大幅な削減を命じ、イスラエル最高裁の法廷においても、この飢餓政策を擁護し、被拘禁者には「最低限の最低限」しか提供しないと誓った<sup>92</sup>。

31. パレスチナ人は拘束された瞬間から虐待にさらされる。被拘禁者は日常的に目隠しをされ、暴力的に拘束され、全裸にされ、イスラエル兵によって引き回される<sup>93</sup>。

32. 移送は意図的にストレス、方向感覚の喪失、恐怖を煽るものである。被拘禁者は痛みを伴う手錠をかけられ、尿をかけられ、アイデンティティや信仰を標的とした屈辱的な侮辱を浴びせられるまた、家族を含む、殺害の脅迫も受けている<sup>94</sup>。平均 4.5 回に及ぶ繰り返しの移送は、多くの場合、予告なしに、行き先不明の場所間で行われている<sup>95</sup>。

---

86 たとえば以下を参照。 [CAT/C/ISR/CO/6](#), para. 46.

87 以下を参照。 [https://www.phr.org.il/wp-content/uploads/2025/02/6265\\_DetentionReport\\_Eng.pdf](https://www.phr.org.il/wp-content/uploads/2025/02/6265_DetentionReport_Eng.pdf)

88 Ibid.

89 以下を参照。 <https://x.com/unlazzarini/status/1917129897010516243?s=46&t=ccWRJzS530FIzJwwxUAeMg>

90 Submission No. 11.

91 以下を参照。 <http://www.haaretz.com/israel-news/2023-01-06/ty-article/.premium/ben-gvir-pays-first-visit-to-israeli-prison-to-ensure-conditions-havent-improved/00000185-865e-d4ba-add5-aedfc8fe0000>

92 以下を参照。 <https://nif.org/stories/human-rights-democracy/insisting-on-prisoners-right-to-food>

93 以下を参照。 <https://www.ohchr.org/sites/default/files/documents/hrbodies/hrcouncil/sessions-regular/session56/a-hrc-56-crp-4.pdf> paras. 386 – 390.

94 Submission No. 11.

33. 拘束中のパレスチナ人は、屋外で、シェルターのない開放的な場所や、しばしば「猿の檻」と呼ばれる檻の中に収容されたり<sup>96</sup>、あるいは、時には地下にあるような狭い空間に詰め込まれる<sup>97</sup>。被拘禁者は、医療処置中を含め、長期間にわたり目隠しをされ、四肢に手錠をかけられたままにされ、時には切断に至る怪我を負うこともある<sup>98</sup>。車椅子<sup>99</sup>、毛布、衣類などの私物は没収され、被拘禁者は意図的に寒さにさらされる<sup>100</sup>。長期にわたる隔離、睡眠剥奪、飢餓、脱水症状<sup>101</sup>により、被拘禁者は「歩く骸骨」と化している<sup>102</sup>。トイレやシャワーへの利用は日常的に制限されており<sup>103</sup>、一部の被拘禁者はおむつを使用することを強制され<sup>104</sup>、多くの場合、長期間にわたりその状態を強いられている。彼らは長期の隔離下に置かれ、睡眠を剥奪され、しばしば礼拝も禁じられている。<sup>105</sup>

---

95 以下を参照。 <https://pchrgaza.org/wp-content/uploads/2025/05/Torture-and-Genocide-The-Shattered-Futures-of-Former-Palestinian-Detainees-in-Gaza.pdf> pp. 7 and 24.

96 以下を参照。 [https://www.alhaq.org/cached\\_uploads/download/2025/12/16/ah-am-a-submission-i-sr-opt-torture-10-december-1765892761.pdf](https://www.alhaq.org/cached_uploads/download/2025/12/16/ah-am-a-submission-i-sr-opt-torture-10-december-1765892761.pdf) p. 41.

97 以下を参照。 <http://www.theguardian.com/world/2025/nov/08/israel-underground-jail-rakefet-palestinians-gaza-detainees>

98 CAT/C/ISR/CO/6 para. 28、および [https://www.btselem.org/sites/default/files/publications/202601\\_living\\_hell\\_eng.pdf](https://www.btselem.org/sites/default/files/publications/202601_living_hell_eng.pdf)

99 以下を参照。 <https://www.972mag.com/israeli-prisons-lawyers-palestinian-detainees>

100 以下を参照。 <https://www.palestine-studies.org/en/node/1654683#:~:text=Collective%20punishment%20has%20also%20included,shaving%20tools%20have%20been%20confiscated>

101 以下を参照。 [http://www.btselem.org/publications/202601\\_living\\_hell](http://www.btselem.org/publications/202601_living_hell)

102 以下を参照。 <http://www.972mag.com/israeli-prisons-lawyers-palestinian-detainee>

103 以下を参照。 [http://www.phr.org.il/wp-content/uploads/2024/02/5845\\_Imprisoned\\_Paper\\_Eng.pdf](http://www.phr.org.il/wp-content/uploads/2024/02/5845_Imprisoned_Paper_Eng.pdf)

104 以下を参照。 [http://www.btselem.org/sites/default/files/publications/202601\\_living\\_hell\\_eng.pdf](http://www.btselem.org/sites/default/files/publications/202601_living_hell_eng.pdf)

105 以下を参照。 <http://www.ohchr.org/sites/default/files/documents/countries/opt/20240731-Thematic-report-Detention-context-Gaza-hostilities.pdf> para. 34、および [http://www.btselem.org/sites/default/files/publications/202408\\_welcome\\_to\\_hell\\_eng.pdf](http://www.btselem.org/sites/default/files/publications/202408_welcome_to_hell_eng.pdf) pp. 39-41

34. 激しい身体的暴力は日常茶飯事である。イスラエルの看守は被拘禁者に水責めを行い<sup>106</sup>、手錠をかけたまま長時間吊るし上げ、警棒やその他の武器を用いた激しい殴打を加えている<sup>107</sup>。彼らは被拘禁者にタバコで火傷を負わせ、砂利の上でひざまずかせ、長時間ストレスのかかる体勢を強要し、幻覚剤を服用させる<sup>108</sup>。ペッパースプレー、催涙ガス、電気ショック、攻撃犬も使用される<sup>109</sup>。特殊鎮圧部隊による頻繁な襲撃では、パレスチナ人は前屈みになるよう強制され、その状態で平手打ちや殴打を受け、組織的に屈辱を与えられる<sup>110</sup>。

35. 国家安全保障大臣の計画に従い、被拘禁者への飢餓状態の強制は、ガザで人為的に引き起こされた飢饉を彷彿とさせる<sup>111</sup>。これは、この二つの政策が同一のイデオロギー的枠組みに立脚していることを示唆している。捕虜をさらに苦しめるため、ガザ出身のパレスチナ人が収容されている刑務所には、ガザの破壊の様子を映した映像が映し出されている<sup>112</sup>。

36. 尋問の際にも拷問が行われている。尋問は数時間、時には数日にわたり続き、その合間には「ディスコルーム」と呼ばれる部屋に閉じ込められ、耳をつんざくような大音量の音楽が流される感覚過負荷、睡眠剥奪、そして精神的な崩壊を誘発し続けるためである<sup>113</sup>。被拘禁者やその家族を傷つけたり、レイプしたり、殺害したりするという露骨な脅迫は日常茶飯事である<sup>114</sup>。イスラエル当局者は被拘禁者に放尿し<sup>115</sup>、まるで犬であるかのように食べ物を投げつけ、「動物のように振る舞う」ことを強要したり、屈辱を与えることを目的とした極端な服従行為を行わせたりしている<sup>116</sup>。あるイスラエルの内

---

106 [CAT/C/ISR/C0/6](#), para. 28.

107 Ibid.

108 Ibid.

109 以下を参照。 <http://www.ohchr.org/sites/default/files/documents/countries/opt/20240731-Thematic-report-Detention-context-Gaza-hostilities.pdf>

110 以下を参照。 [https://www.alhaq.org/cached\\_uploads/download/2025/12/16/ah-am-a-submission-i-sr-opt-torture-10-december-1765892761.pdf](https://www.alhaq.org/cached_uploads/download/2025/12/16/ah-am-a-submission-i-sr-opt-torture-10-december-1765892761.pdf) pp. 15 – 18.

111 Brendan Ciarán Browne, “The coloniality of enforced starvation: reading famine in Gaza through An Gorta Mór”, *Journal of Palestine Studies*, vol. 53, No. 2 (2024).

112 以下を参照。 <https://www.youtube.com/shorts/3i9X1axaDIk>

113 以下を参照。 [https://www.alhaq.org/cached\\_uploads/download/2025/12/16/ah-am-a-submission-i-sr-opt-torture-10-december-1765892761.pdf](https://www.alhaq.org/cached_uploads/download/2025/12/16/ah-am-a-submission-i-sr-opt-torture-10-december-1765892761.pdf) pp. 21, 30 and 31、および [https://www.phr.org.il/wp-content/uploads/2025/02/6265\\_DetentionReport\\_Eng.pdf](https://www.phr.org.il/wp-content/uploads/2025/02/6265_DetentionReport_Eng.pdf) p. 8

114 [CAT/C/ISR/C0/6](#), para. 28.

115 Ibid.

部告発者は、「彼らは被拘禁者から、人間らしさを連想させるあらゆるものを剥ぎ取った」と述べた<sup>117</sup>。

37. 子ども、女性、男性に対する性的暴力も横行している<sup>118</sup>。イスラエル軍関係者は、鉄棒、警棒、金属探知機などの道具を用いた集団レイプを含む強姦を犯している<sup>119</sup>。被拘禁者は、性器や肛門への殴打や電気ショックを受け、強制的に公衆の面前で全裸にされ、屈辱的な姿勢で強制的かつ侵襲的な身体検査を強いられている<sup>120</sup>。被拘禁者が目隠しをされている際に性的暴行が行われることは頻繁にある<sup>121</sup>。被拘禁者は裸を撮影され、女性や少女は男性の前でベールを脱ぐことを強制される<sup>122</sup>。

38. 医療の拒否は組織的である。拷問や飢餓により緊急の医療ニーズが生じているにもかかわらず、入院や治療は組織的に拒否または遅延させられている<sup>123</sup>。必須の医薬品は支給されず、医療処置は資格不足の医療従事者によって行われることもあり<sup>124</sup>、麻酔な

---

116 Ibid. および [https://www.alhaq.org/cached\\_uploads/download/2025/12/16/ah-am-a-submission-i-sr-opt-torture-10-december-1765892761.pdf](https://www.alhaq.org/cached_uploads/download/2025/12/16/ah-am-a-submission-i-sr-opt-torture-10-december-1765892761.pdf) p.33

117 以下を参照。 <https://edition.cnn.com/2024/05/10/middleeast/israel-sde-teiman-detention-whistleblowers-intl-cmd>

118 市民社会団体との意見交換による。

119 Maha Aon and others, “‘What is there left after losing oneself?’ : 100 testimonies of genocidal torture from Gaza”, *Torture: Quarterly Journal on Rehabilitation of Torture Victims and Prevention of Torture*, vol. 35, Nos. 2–3 (October 2025), <https://pchrgaza.org/wp-content/uploads/2025/05/Torture-and-Genocide-The-Shattered-Futures-of-Former-Palestinian-Detainees-in-Gaza.pdf> pp. 59–63, [http://www.btselem.org/sites/default/files/publications/202408\\_welcome\\_to\\_hell\\_eng.pdf](http://www.btselem.org/sites/default/files/publications/202408_welcome_to_hell_eng.pdf) pp. 58 and 59, [https://www.alhaq.org/cached\\_uploads/download/2025/12/16/ah-am-a-submission-i-sr-opt-torture-10-december-1765892761.pdf](https://www.alhaq.org/cached_uploads/download/2025/12/16/ah-am-a-submission-i-sr-opt-torture-10-december-1765892761.pdf) pp. 44–47

120 以下を参照。 <http://www.ohchr.org/sites/default/files/documents/countries/opt/20240731-Thematic-report-Detention-context-Gaza-hostilities.pdf> para. 41

121 Ibid., [https://www.alhaq.org/cached\\_uploads/download/2025/12/16/ah-am-a-submission-i-sr-opt-torture-10-december-1765892761.pdf](https://www.alhaq.org/cached_uploads/download/2025/12/16/ah-am-a-submission-i-sr-opt-torture-10-december-1765892761.pdf) p. 44 および submission No. 8

122 以下を参照。 <http://www.ohchr.org/sites/default/files/documents/countries/opt/20240731-Thematic-report-Detention-context-Gaza-hostilities.pdf> para. 41 および [https://www.alhaq.org/cached\\_uploads/download/2025/12/16/ah-am-a-submission-i-sr-opt-torture-10-december-1765892761.pdf](https://www.alhaq.org/cached_uploads/download/2025/12/16/ah-am-a-submission-i-sr-opt-torture-10-december-1765892761.pdf)

123 CAT/C/ISR/CO/6, paras. 18 and 28、および [https://www.btselem.org/sites/default/files/publications/202601\\_living\\_hell\\_eng.pdf](https://www.btselem.org/sites/default/files/publications/202601_living_hell_eng.pdf)

124 以下を参照。 <https://edition.cnn.com/2024/05/10/middleeast/israel-sde-teiman-detention-whistleblowers-intl-cmd>

しの手術が行われることもある<sup>125</sup>。皮膚疾患——とりわけ疥癬——が蔓延しており<sup>126</sup>、過密で湿気の多い環境、シャワーや清潔な衣服の不足、そして治療の拒否によって悪化している<sup>127</sup>。

39. イスラエルの拘置当局は、被拘禁者に課された環境について公然と自慢している<sup>128</sup>。ジャーナリスト<sup>129</sup>や、伝えられるところによれば一般市民までもが、パレスチナ人への虐待を目撃し、さらには携帯電話を使ってその様子を録画することさえ許されていた<sup>130</sup>。

40. 法的支援の妨害もまた、拷問を可能にしている。証言によれば、被拘禁者とその弁護士に対する組織的な威嚇が行われており<sup>131</sup>、弁護士の面会直前に、自由な発言や面会そのものを思いとどまらせるために、暴行や性的暴力といった暴力的な「抑止」戦術が用いられている。面会禁止、保安尋問、直前の面会取り消しも、面会を妨げている<sup>132</sup>。2023年10月以来、子どもを含む被拘禁者は軍事裁判の公判に遠隔で出席しており、適時の法的助言を受ける機会が著しく損なわれている<sup>133</sup>。

---

125 [CAT/C/ISR/CO/6](#), para. 28.

126 Ibid., para. 18.

127 市民社会団体との意見交換および submission No. 19。

128 以下を参照。

[http://www.btselem.org/sites/default/files/publications/202601\\_living\\_hell\\_eng.pdf](http://www.btselem.org/sites/default/files/publications/202601_living_hell_eng.pdf)

129 以下を参照。 <http://www.instagram.com/reels/DUv2N0gLLh-/>

130 以下を参照。 <https://euromedmonitor.org/en/article/6153/%E2%80%9CThey-brought-Israeli-civilians-to-watch-our-nude-torture%E2%80%9D:-IDF-torture-of-Palestinian-prisoners-is-turned-into-entertainment-for-Israeli-viewers>

131 以下を参照。 <https://www.haaretz.com/opinion/editorial/2025-08-11/ty-article/ben-gvir-is-intimidating-palestinian-prisoners-by-lying-about-their-lawyers/00000198-957f-d50b-a398-9fff18b90000>

132 市民社会団体および弁護士との意見交換。

133 以下を参照。 <http://www.timesofisrael.com/knesset-approves-wartime-prison-crowding-among-other-emergency-measures>

## 極端な「非子ども化」<sup>134</sup>

41. パレスチナの子どもたちの拘禁が増加しており——その半数近くが起訴や裁判を経ない行政拘禁である<sup>135</sup>——家族との接触や、取り調べ中を含め弁護士への実質的な接見拒否されている<sup>136</sup>。

42. イスラエル刑務所局の刑務所——特にメギドとオファー——では、イスラエル軍が、成人と同じ懲罰体制の下で子どもを収容している<sup>137</sup>。証言によれば、出血するまで手足を拘束されること、殴打、引きずり回されること、飢餓、寒冷な環境に晒すこと、医療の拒否、犬による攻撃、独房監禁、性的虐待、強制的に服を脱がせること<sup>138</sup>、そして家族への強姦や殺害の脅迫などが行われている<sup>139</sup>。2025年3月、こうした状況により、メギド刑務所で17歳のワリード・ハリド・アフマドが死亡した。検死の結果、飢餓、脱水症状、治療されなかった感染症、および組織的な放置が確認された<sup>140</sup>。

## 拘禁中の死亡

43. 拷問防止委員会は、パレスチナ人にのみ見られる異常に高い死亡者数について懸念を表明している<sup>141</sup>。2023年10月以降、84人<sup>142</sup>から94人<sup>143</sup>のパレスチナ人がイスラエ

---

134 以下を参照。 [A/78/545](#)

135 以下を参照。

[http://www.dci-palestine.org/nearly\\_half\\_of\\_palestinian\\_child\\_detainees\\_have\\_no\\_charge](http://www.dci-palestine.org/nearly_half_of_palestinian_child_detainees_have_no_charge)

136 [CAT/C/ISR/CO/6](#), para. 12、および市民社会団体との意見交換による。

137 以下を参照。

[http://www.dci-palestine.org/nearly\\_half\\_of\\_palestinian\\_child\\_detainees\\_have\\_no\\_charge](http://www.dci-palestine.org/nearly_half_of_palestinian_child_detainees_have_no_charge)

138 [A/79/232](#), paras. 60–69、[CAT/C/ISR/CO/6](#) paras. 20 and 28、submission No. 5、および

[http://www.dci-palestine.org/the\\_prison\\_is\\_inside\\_me\\_three\\_released\\_palestinian\\_boys\\_abducted\\_tortured\\_by\\_israeli\\_forces\\_while\\_seeking\\_aid](http://www.dci-palestine.org/the_prison_is_inside_me_three_released_palestinian_boys_abducted_tortured_by_israeli_forces_while_seeking_aid)

139 市民社会団体との意見交換による。

140 以下を参照。 <https://edition.cnn.com/2025/04/06/middleeast/palestinian-teen-malnutrition-death-intl>

141 [CAT/C/ISR/CO/6](#), para. 24.

142 以下を参照。

[http://www.btselem.org/sites/default/files/publications/202601\\_living\\_hell\\_eng.pdf](http://www.btselem.org/sites/default/files/publications/202601_living_hell_eng.pdf)

143 以下を参照。

[http://www.phr.org.il/wp-content/uploads/2025/11/6538\\_Death\\_custody\\_Paper\\_Eng.pdf](http://www.phr.org.il/wp-content/uploads/2025/11/6538_Death_custody_Paper_Eng.pdf)

ルの拘禁中に死亡しており、その一部は身元が特定されていない<sup>144</sup>。イスラエル当局は、多くの被拘禁者の状況、所在、さらには身元に関する情報を隠蔽しており、そのため実際の死者数は確認できない<sup>145</sup>。

44. イスラエルはまた、死亡した被拘禁者の遺体の引き渡しを拒否し、死を武器として家族の苦しみを長引かせている<sup>146</sup>。遺体が家族に返還された場合でも、遅延や不適切な取り扱いが検死を妨げ、腐敗が進んでいるため身元確認が不可能となる<sup>147</sup>。こうした慣行は虐待に該当し、家族から弔い・悲嘆に暮れるという最も基本的な尊厳を奪っている。

## 釈放時の虐待

45. 子どもを含む被拘禁者は、尊厳を否定するという広範な傾向に沿って、予告なしに、家族への通知もなく、想像もしなかった場所で釈放されることが頻繁にある<sup>148</sup>。釈放とはいえ、負傷したまま深夜の路上に放置されたり、おむつを履かされていたり<sup>149</sup>下着だけを付けていたり、母親と再会したところで失神してしまったりといった報道があり、戦慄を覚えるものだ<sup>150</sup>。被拘禁者が手足を失ったり、視力、言語能力、あるいは精神的能力を失っていたりする場合、これはさらに残酷なことになる<sup>151</sup>。

## 戦略としての拷問

46. 2023年10月以降、拘置施設における拷問の運用状況は、それがジェノサイド作戦に組み込まれていることを明らかにしている。それは公然と宣言され、公の場で行われている<sup>152</sup>。拘置における拷問的な環境は、拘置中の死者数を前例のない水準にまで増加させた。医師、学者、科学者といった特定の職業集団を組織的に標的とする行為は、集

---

144 Ibid.

145 Ibid.

146 Muna Haddad, “For Palestinians, even death is no escape from Israel’s violence,” *Journal of Palestine Studies*, vol. 54, No. 3 (2025).

147 以下を参照。

[http://www.phr.org.il/wp-content/uploads/2025/11/6538\\_Death\\_custody\\_Paper\\_Eng.pdf](http://www.phr.org.il/wp-content/uploads/2025/11/6538_Death_custody_Paper_Eng.pdf)

148 以下を参照。 <https://pchrgaza.org/wp-content/uploads/2025/05/Torture-and-Genocide-The-Shattered-Futures-of-Former-Palestinian-Detainees-in-Gaza.pdf>

149 以下を参照。 <http://www.reuters.com/world/middle-east/un-rights-official-says-gaza-detainees-humiliated-dressed-diapers-2024-01-19/>

150 以下を参照。 [http://www.youtube.com/shorts/ic0S2W\\_D5As](http://www.youtube.com/shorts/ic0S2W_D5As)

151 以下を参照。 <http://www.aljazeera.com/news/2025/10/18/palestinian-detainee-relays-how-torture-in-israeli-prison-made-him-blind> および <http://www.aljazeera.com/video/newsfeed/2024/6/23/traumatised-palestinian-detainee-describes-torture-in-israeli-custody>

団の生存に必要な技術的能力を解体しようとする意図を示している。したがって、拘禁下での拷問は単なる懲罰ではなく、戦略的なものである。それはパレスチナ人の身を貶め、心理的完全性を破壊し、集団の回復力を蝕むように機能する。たとえ短期の拘禁であっても、身体的・心理的被害をもたらし、その影響は個人を超え、家族や地域社会全体に及ぶ。その影響は長期にわたり、多くの場合、取り返しのつかないものである。

## IV. 拷問としてのジェノサイド

47. 2023年10月以降、占領下のパレスチナ全土で数十年にわたり強要されてきた「野外」監禁体制<sup>153</sup>の状況 さらに悪化し、拷問的な環境が生み出された。大規模な追放、包囲と飢餓、抑制されない入植者による暴力、絶え間ない屈辱、そして至る所で行われる監視が相まって、意図的に集団的な苦痛を与えられている。

48. 拷問とジェノサイドの関係は二重である。上述のように、イスラエル当局は拷問をジェノサイドの手段として用いている一方で、パレスチナ人を集団として破壊するためにイスラエルが犯したジェノサイド行為は、パレスチナ人に集団として苦痛を与えるよう設計されている。被害者の人間としての基本的な地位を消し去ることで、拷問は人間社会からの排除の原型として機能し、主体を消滅させるのである<sup>154</sup>。

49. 次の節では、ジェノサイドそのものを拷問の一形態として、また集団全体に対して深刻な肉体的・精神的苦痛を課す行為として論じる。

### A. ガザ

50. ジェノサイド行為は、パレスチナ人という集団に、精神的・肉体的な苦痛を永続的に与えてきた。イスラエルはそのジェノサイド的な攻撃を通じて、ガザをどこも安全ではない広大な拷問キャンプへと変えてしまった。病院も、家も、学校も、難民キャンプも、さらには水浸しのテントでさえも安全ではない。イスラエルは、いわゆる「停戦」期間中であっても、いつでもどこでも攻撃を加えることができ、これまでにすでに680人以上の命が奪われている<sup>155</sup>。危険と恐怖は絶えることがない。

---

152 以下を参照。 <http://www.nybooks.com/articles/2024/10/17/torture-in-israels-prisons-aryeh-neier>

153 以下を参照。 [A/HRC/53/59](https://www.unhcr.org/refugees/53/59).

154 Lisa Guenther, *Solitary Confinement: Social Death and Its Afterlives* (Minneapolis, University of Minnesota Press, 2013).

155 2025年1月から3月にかけての停戦期間中、106人が死亡した。2026年2月上旬時点で、現在の停戦期間中に少なくとも574人が死亡している。詳細は <https://www.ungeneva.org/en/news-media/press-briefing/2025/03/un-geneva-press-briefing-3> を参照。以下も参照。 <http://www.ochaopt.org/content/gaza-humanitarian-response-situation-report-no-66>

51. 全住民を「人間という名の動物」や「テロリスト」として描き、「人間の盾」<sup>156</sup>という概念を持ち出して虐殺を正当化することで、イスラエルは事実上、民間人全体を標的にしてきた。将来のテロリストとみなされている子どもたちでさえ<sup>157</sup>、差し迫った死に対する圧倒的な恐怖を語っている<sup>158</sup>。

52. イスラエル軍は、大量追放を利用して、絶滅の脅威の下で広範な精神的・肉体的苦痛を生み出してきた。「地図上の恐怖」<sup>159</sup>により、200万人近くが避難を余儀なくされた。数時間以内にすべてを放棄するよう命じられた人々は、辻褃の合わない地図、不明確な通告、信頼できない手順<sup>160</sup>の中で混沌をさまようしかなく、絶えず爆撃される「安全地帯」<sup>161</sup>や、人間の生活には不適な地域<sup>162</sup>へと誘導された。

53. 控えめな推計でも100万人以上の人々が住む住居が破壊され<sup>163</sup>、家族たちは持ち物や家宝、そして過去との親密なつながりが失われていくのを無力に見守るしかなかった<sup>164</sup>。ネタニヤフ首相は、この作戦の長期的な目的はガザを「廃墟」の街に変え、その影響が「何世代にもわたって彼らに響き渡る」ようにすることだと宣言した<sup>165</sup>。

---

156 Neve Gordon and Nicola Perugini, *Human Shields: A History of People in the Line of Fire* (Oakland, California, University of California Press, 2020), pp. 218–230.

157 以下を参照。 <http://www.euronews.com/my-europe/2024/12/03/36-meps-want-to-prevent-knesset-member-from-entering-european-parliament> および <http://www.ndtv.com/world-news/moshe-feiglin-every-baby-in-gaza-is-an-enemy-ex-israeli-lawmakers-shocking-remarks-8477020>

158 以下を参照。 [https://www.warchild.org.uk/sites/default/files/2024-12/CTCCM\\_Gaza\\_Needs\\_Assessment\\_Report\\_2024\\_WCUK.pdf](https://www.warchild.org.uk/sites/default/files/2024-12/CTCCM_Gaza_Needs_Assessment_Report_2024_WCUK.pdf) p. 20 および <https://www.theguardian.com/world/2024/dec/11/death-feels-imminent-for-96-of-children-in-gaza-study-finds>

159 以下を参照。 [http://content.forensic-architecture.org/wp-content/uploads/2024/03/Humanitarian-Violence\\_Report\\_FA.pdf](http://content.forensic-architecture.org/wp-content/uploads/2024/03/Humanitarian-Violence_Report_FA.pdf)

160 Ibid., p. 2.

161 以下を参照。 [http://www.alhaq.org/cached\\_uploads/download/2025/01/02/evacuation-orders-two-pages-view-1735842246.pdf](http://www.alhaq.org/cached_uploads/download/2025/01/02/evacuation-orders-two-pages-view-1735842246.pdf) p. 69.

162 以下を参照。 <http://www.unocha.org/news/conditions-gaza-unfit-human-survival-acting-un-relief-chief-tells-security-council>

163 以下を参照。 [https://palestine.un.org/sites/default/files/2025-02/IRDNA%20-%20Gaza%20and%20West%20Bank%20-%20February%202025\\_1.pdf](https://palestine.un.org/sites/default/files/2025-02/IRDNA%20-%20Gaza%20and%20West%20Bank%20-%20February%202025_1.pdf)

164 Samir Qouta, Raija-Leena Punamaki and Eyad El Sarraj, “House demolition and mental health: victims and witnesses”, *Journal of Social Distress and the Homeless*, vol. 7, No. 4 (1998)、および <https://www.msf.ie/article/rafah-city-gaza-destruction-life-and-homes-leaves-people-unable-return-safely>

54. 学校、モスク、図書館、博物館、文化遺産が瓦礫と化するのを目の当たりにすることは、個人および集団の歴史からの深刻な断絶感を生み出す<sup>166</sup>。教育インフラや集団的記憶の場が体系的に抹消されるとき、文化の物質的基盤は意図的に解体されることになる。<sup>167</sup>これは社会構造そのものを標的とし、人々のアイデンティティ、連続性、帰属意識を攻撃するものである。

55. ブルドーザーを含む救助用機材の組織的な破壊により<sup>168</sup>、数千人（2024年5月時点で1万人以上）が瓦礫の下に取り残され<sup>169</sup>、死者数が増加し、遺体の回収や埋葬が妨げられ、追悼の儀式も行えなくなっている。生存者は素手で行方不明者を捜索し、ビニール袋に遺体の一部を収めざるをえない<sup>170</sup>一方で、墓地は繰り返し冒涇されている<sup>171</sup>。

56. 医療制度そのものが標的となっている。医師、看護師、救急車、診療所、病院に対する意図的な攻撃は、医療殺害[メディサイド]にあたる<sup>172</sup>。医療物資の供給に対する継続的な妨害や、2026年2月の国境なき医師団（国際）の追放も、この傾向の一環である。<sup>173</sup>ほぼすべての病院が損傷または破壊されたため<sup>174</sup>、200万人以上が救命医療を受けられなくなっている。がんや慢性疾患、重傷を負った人々は、自身の容態が悪化し、やがて死を迎えることを覚悟している。損傷した病院内では、麻酔なしで手術を行わざるを

165 以下を参照。 <http://x.com/netanyahu/status/1710744539403571430>

166 以下を参照。 <http://www.timesofisrael.com/after-two-year-of-war-palestinians-scramble-to-salvage-gazas-history/>

167 以下を参照。 [A/HRC/59/26](https://www.unhcr.org/refugees-and-returnees/2023/11/167).

168 以下を参照。 <https://pchrgaza.org/israel-persists-in-genocide-by-deliberately-destroying-bulldozers-and-rescue-equipment/>

169 以下を参照。 <http://www.ochaopt.org/content/hostilities-gaza-strip-and-israel-flash-update-160>

170 以下を参照。 <http://www.theguardian.com/world/2025/oct/12/my-heart-is-broken-palestinians-begin-searching-the-gaza-rubble-for-their-dead> および [http://www.youtube.com/shorts/\\_rdHLTsqBw0](http://www.youtube.com/shorts/_rdHLTsqBw0)

171 以下を参照。 <https://www.atlanticcouncil.org/blogs/menasource/gaza-idf-cemetery-desecration-israel/>

172 以下を参照。 <https://www.ohchr.org/sites/default/files/documents/countries/opt/20241231-attacks-hospitals-gaza-en.pdf>、Nicola Perugini and Neve Gordon, “‘Medicide’ in Gaza and international law: time for banning the bombing of hospitals”, Institute for Palestine Studies, Policy Paper, No. 94, September 2024、および Nicola Perugini and Neve Gordon, “Medical lawfare: the Nakba and Israel’s attacks on Palestinian healthcare”, *Journal of Palestine Studies*, vol. 53, No. 1 (2024)

173 以下を参照。 <https://msf.org.au/article/project-news/devastating-consequences-msfs-deregistration-palestine>

174 以下を参照。 <https://www.who.int/news/item/22-05-2025-health-system-at-breaking-point-as-hostilities-further-intensify--who-warns>

得ず<sup>175</sup>、患者は予防可能なばあいにも死亡し<sup>176</sup>、強制的に避難退去させられた病院に保育器に入っていた新生児が放置され、死に至っている<sup>177</sup>。医療従事者たちは、自らの家が破壊され、家族が負傷したり殺されたりしている中で、できる限りの治療を続けている<sup>178</sup>。医療が政策としてほぼ完全に解体されたとき、痛みと死は計算された恐怖の道具となる。

57. イスラエルの行為は、大規模かつ恒久的な身体障害を引き起こした。推定4万人が人生を変えるような負傷を負い—少なくとも4,000人が手足を失った—<sup>179</sup>その中には約1万人の子どもが含まれている<sup>180</sup>。このような広範な身体障害は、長期にわたるトラウマ、衰弱、恐怖、そして無力感をもたらす。

58. 意図的な包囲と飢餓状態が、深刻な肉体的・精神的苦痛をもたらしている。当時のヨアヴ・ガラント国防相が、自身が「人間以下の獣」と呼んだ者たちと戦うためガザの「完全包囲」を宣言した後、元エネルギー相（現国防相）のイスラエル・カッツは、住民全体に苦痛を与える措置について次のように明言した。「燃料がなければ、数日以内に地域の電力さえも停止し、1週間以内に揚水井戸も機能しなくなる。これが、殺人者や子どもを虐殺する者たちに対してなされることだ。かつてあったものは、もはや存在しなくなる。」<sup>181</sup>

59. 2025年8月時点で50万人以上の人々が飢餓の脅威にさらされており<sup>182</sup>、2023年10月以降、少なくとも461人（うち157人が子ども）が栄養失調により死亡している<sup>183</sup>。  
183 生存者たちは、飢餓が社会的絆にどのような負担をかけるかを語っており、相互扶

---

175 以下を参照。 <https://news.un.org/en/story/2025/08/1165713>

176 以下を参照。 [http://www.msf.org/sites/default/files/2024-04/MSF-GazaSilentKillings-Full%20Report\\_ENG\\_April%202023.pdf](http://www.msf.org/sites/default/files/2024-04/MSF-GazaSilentKillings-Full%20Report_ENG_April%202023.pdf) p. 11

177 以下を参照。 <http://www.washingtonpost.com/world/2023/12/03/gaza-premature-babies-dead-nasr/>

178 以下を参照。 [https://msf.org.uk/sites/default/files/2024-12/20241229\\_REPORT\\_Gaza%20Life%20in%20a%20death%20trap%20Report\\_FINAL.pdf?utm\\_source=chatgpt.com](https://msf.org.uk/sites/default/files/2024-12/20241229_REPORT_Gaza%20Life%20in%20a%20death%20trap%20Report_FINAL.pdf?utm_source=chatgpt.com) pp. 11 and 12

179 以下を参照。 <http://www.humanity-inclusion.org.uk/en/more-than-6-thousand-prosthetic-limbs-needed-in-gaza> および <https://cdn.who.int/media/docs/default-source/hq-whe/estimating-trauma-rehabilitation-needs-in-gaza-september-2025.pdf> pp. 21–22

180 以下を参照。 <https://cdn.who.int/media/docs/default-source/hq-whe/estimating-trauma-rehabilitation-needs-in-gaza-september-2025.pdf> p. 6

181 以下を参照。 [https://x.com/Israel\\_katz/status/1711659347590156417](https://x.com/Israel_katz/status/1711659347590156417)

182 以下を参照。 <http://www.ipcinfo.org/ipcinfo-website/countries-in-focus-archive/issue-134/en/>

183 2025年10月7日現在。以下を参照。 <http://www.ochaopt.org/content/humanitarian-situation-update-329-gaza-strip>

助は個人の生存本能に取って代わられている<sup>184</sup>。食糧配給所は罫として機能し、弱く絶望した民間人は生き残るために死の危険を冒した。社会的拷問として用いられる飢餓は、大規模な苦難と累積的かつ不可逆的な被害をもたらす、復活した植民地時代の技法であり<sup>185</sup>、人々の現在と未来を破壊するものである<sup>186</sup>。

60. 高度な兵器は、殺害だけでなく、恐怖、無力感、そして心理的崩壊を引き起こすためにも配備されている。殺害、破壊、またはスパイ活動を行う武装ドローンは、継続的な強制と処罰をもたらす。絶え間ないドローン監視、クアッドコプターの群れ、重力投下爆弾や甚大な破壊力を伴う高度な爆発兵器、さらには人間の肉体を粉砕する熱爆弾<sup>187</sup>、白リン、そして高度な人工知能に基づく標的捕捉システム—これらは「過剰な負傷や不必要な苦痛を引き起こす」ために配備され<sup>188</sup>、ジェノサイドの最先端技術を集団的拷問の実践に組み込んでいる。

## B.東エルサレムを含むヨルダン川西岸地区

61. イスラエル占領軍は、2023年10月以前から、占領下のパレスチナ全土に遍在するハイテク監視システムをすでに確立しており<sup>189</sup>、「監禁の連鎖」を作り出していた<sup>190</sup>。至る所に設置されたカメラや顔認識技術による追跡・スキャンは、監獄のような検問所や、壁で囲まれた、あるいは軍事化された空間において、「空間的統制の手段」<sup>191</sup>として、また住民に対する集団的恐怖の醸成として機能している。この逃れようのない監視

---

184 以下を参照。 <https://www.amnesty.org/en/latest/news/2025/08/israel-opt-new-testimonies-provide-compelling-evidence-that-israels-starvation-of-palestinians-in-gaza-is-a-deliberate-policy/>

185 Browne, “The coloniality of enforced starvation” および Bridget Conley and Alex de Waal, “The purposes of starvation: historical and contemporary uses”, *Journal of International Criminal Justice*, vol. 17, No. 4 (2019).

186 Tom Dannenbaum, “Siege starvation: a war crime of societal torture”, *Chicago Journal of International Law*, vol. 22, No. 2 (2022)、Miranda Cleland and others, “Starving a generation: Israel’s famine campaign targeting Palestinian children in Gaza” (Defence for Children International, Palestine, and Doctors Against Genocide, 2025), p. 19、および [A/79/171](#), para. 20.

187 以下を参照。 <http://www.aljazeera.com/features/2026/2/10/israel-used-weapons-in-gaza-that-made-thousands-of-palestinians-evaporate>

188 Protocol I Additional to the Geneva Conventions of 1949, art. 35 (2).

189 以下を参照。 <https://nymag.com/intelligencer/article/watched-tracked-targeted-israel-surveillance-gaza.html>、<http://www.theguardian.com/world/2025/aug/06/microsoft-israeli-military-palestinian-phone-calls-cloud>、submission No. 20、および John Hawkins, “The necropolitics of Gaza: architectures of controlled space, surveillance, and the logic of psychological torture”, *Torture*, vol. 35, No. 2–3, p. 127.

190 以下を参照。 [A/HRC/53/59](#).

は、地域社会に恐怖の雰囲気植え付け、社会的絆を蝕み、個人の自由を抑制することで、拷問のメカニズムとして機能している<sup>192</sup>。

62. 大規模な軍事作戦は、強制のメカニズムを激化させた。そこでは、対テロリズムとして正当化される恐怖と強制避難が、集団的破壊と強制移住の手法として機能している。<sup>193</sup>

63. 2023年10月以降、この監禁の連鎖は拷問の連鎖へと変容し、入植者による植民地追放とジェノサイドの手法が駆使され、持続的な集団的苦痛と世代にまたがるトラウマがもたらされている。

64. 軍や入植者、あるいはその両方による攻撃は、何十年にもわたりパレスチナ人の生活を蝕んできた。2023年から2025年にかけて、その頻度と残虐性が前例のないほど激化した結果、東エルサレムを含むヨルダン川西岸地区で1,000人以上のパレスチナ人が殺害された<sup>194</sup>。記録された入植者による攻撃は、2021年から2023年の約1,860件から、2023年から2025年には少なくとも3,088件に増加した<sup>195</sup>。

65. 多くの場合、政府から武装を供与され<sup>196</sup>、東エルサレムを含むヨルダン川西岸地区の入植地に居住するイスラエル市民の集団は、準軍事組織として活動し<sup>197</sup>、法的免責、制度的な保護<sup>198</sup>、そしてパレスチナ人を攻撃または殺害したことに対する広範な称賛を享受している<sup>199</sup>。

---

191 Hawkins, “The necropolitics of Gaza” , p. 125.

192 Submission No. 20.

193 以下を参照。 <http://www.timesofisrael.com/this-is-a-war-fm-calls-for-gaza-style-evacuation-of-palestinians-in-west-bank/> および [https://x.com/Israel\\_katz/status/1828854473206444351?s=20](https://x.com/Israel_katz/status/1828854473206444351?s=20)

194 以下を参照。 <https://www.un.org/unispal/document/ohchr-press-release-17oct25/>

195 以下を参照。 <http://www.ohchr.org/sites/default/files/documents/countries/israel/20260105-thematic-report-israel-discrimin.pdf>

196 CAT/C/ISR/CO/6, para. 48、および <https://visualizingpalestine.org/visual/how-israel-is-arming-israeli-settlers/>

197 Submission No. 2.

198 Mais Qandeel, “Violence and State attribution: the case of occupied Palestine” , *Journal of Palestine Studies*, vol. 52, No. 2 (2023).

199 以下を参照。 <https://opiniojuris.org/2025/08/15/settler-violence-as-state-wrongful-act-and-third-state-obligations/>

66. 重要なインフラや数千戸の家屋が破壊された<sup>200</sup>。伝統的な農業資源を含む生計手段が破壊され、家畜が盗まれたり殺されたりした<sup>201</sup>結果、1967年以來最大規模の強制移住が引き起こされた<sup>202</sup>。国家が容認する入植者によるテロの中で、3つの難民キャンプが破壊される軍事攻撃により、4万人以上の人々が避難を余儀なくされている<sup>203</sup>。西岸地区に住むパレスチナ人の日常生活のあらゆる側面——学校や職場への移動、オリーブの収穫など——が混乱に陥っており<sup>204</sup>、長期化する肉体的、精神的、社会的な苦痛がさらに深刻化している。カッツ国防相は、軍に対し、来年にかけての長期駐留に備え、住民の帰還を許さないよう指示することで、長期的な目標を明示した。

67. イスラエル軍と入植者民兵は一体となって、パレスチナ人の生活の社会的、経済的、心理的基盤を標的とした、拷問に相当する意図的な恐怖体制として機能している。

68. ヨルダン川西岸の入植者グループは、ガザの破壊を祝賀し、ヨルダン川西岸を「ガザ地区のような廃墟」に変えると約束したイスラエル閣僚たちのメッセージを繰り返し伝えた<sup>205</sup>。彼らは、「パレスチナに未来はない」というスローガン<sup>206</sup>とガザの破壊の様子を描いた看板を掲げ、入植者・植民地主義者の思考様式の中で、ジェノサイド的な破壊行為がどのように理解されているかを如実に示した。それは、植民者が恐怖を与え、士気をくじき、社会的・心理的な結束を断ち切り、その土地における先住民の存在を脅かすことを意図して、集団的な苦痛を強いるという、一種の拷問である。

---

200 Submission No. 2 および <http://www.alhaq.org/advocacy/26732.html>

201 以下を参照。 <http://www.aa.com.tr/en/middle-east/illegal-israeli-settlers-attack-sheep-farm-in-west-bank-steal-150-animals/3781487>、  
<https://www.reuters.com/world/middle-east/israeli-settlers-accused-killing-117-sheep-west-bank-attack-2025-07-18/>、および  
<http://www.aljazeera.com/video/newsfeed/2025/12/23/israeli-settlers-injure-palestinians-kill-livestock-in-owb>

202 以下を参照。 <http://apnews.com/article/israel-palestinians-west-bank-gaza-militants-displaced-2fb430ce6eeff40b416df566712eb99>

203 以下を参照。 <http://www.ohchr.org/sites/default/files/documents/countries/israel/20260105-thematic-report-israel-discrimin.pdf> para. 21 および  
<http://www.ochaopt.org/content/west-bank-monthly-snapshot-casualties-property-damage-and-displacement-november-2025>

204 以下を参照。 <http://news.un.org/en/story/2025/12/1166522> および  
<https://www.ungeneva.org/en/news-media/news/2025/10/111992/un-rights-office-sounds-alarm-over-skyrocketing-israeli-settler>

205 以下を参照。 <https://x.com/bezalelsm/status/1796124951088337026> (ヘウライ語)

206 以下を参照。 <http://www.instagram.com/p/DDusi3UupKN/>

## C. ジェノサイド的暴力の累積的効果としての拷問

69. ベザレル・スモトリッチは、集団的苦痛の与えられ方と入植者による植民地主義的ジェノサイドとの関係を明確に暴いている。「彼らは完全に絶望し、ガザには希望も、求めるべきものも何もないことがわかり、他の場所で新しい生活を始めるために移住先を探すようになるだろう。」<sup>207</sup>

70. その結果として生じ、継続する肉体的・心理的拷問は、パレスチナの人々にとって、慢性的な不安、恐怖、そして苦しみの連続として体験されている。ここで、ジェノサイド的暴力は、パレスチナ人を集団として対象とした集団的拷問の一形態として機能し、彼らの意志を挫き、自律性を奪い、最終的には彼らの土地から追放することを目的としている。

71. ジェノサイドを拷問的な環境として分析することは、飢餓、追放、拘禁中の虐待、入植者によるテロ、包囲といった行為を個別に評価する断片的な特徴付け——歴史的に不処罰を助長してきたもの——に対抗するものである。これらの一連の行為を（行為の全体性において、かつ併合予定地の全土における全人口に対して）累積的に評価すれば、これらの慣行は、孤立した過剰行為や治安上の失敗ではなく、首尾一貫した構造を明らかにする。

## V. パレスチナ人を「拷問する権利」

72. 占領下のパレスチナ領土において、拷問およびそれを駆動するジェノサイド的意図は、イスラエルの行政機関によって明示され、立法府および司法府によって容認、正当化、そして常態化されている。国家機構を超えて、医療従事者、宗教当局、メディア関係者、学者、公人、およびその他の一般市民層が、これらの侵害行為を支えるレトリック、黙認、そして実行条件の形成に寄与してきた。こうして拷問は、集団的な事業となったのである。

73. イスラエルの立法機関であるクネセトは、行政および軍の権限を拡大し、保護措置を弱体化させ、劣悪な環境を常態化させるため、拘禁法を繰り返し改正してきた<sup>208</sup>。同議会は、法定の拘禁条件を一時停止する「収監緊急措置」を承認し<sup>209</sup>、「テロリスト活動家」と指定された個人の家族（当該「活動家」が起訴または有罪判決を受けていない場合でも）の国外追放を認める新法を制定した<sup>210</sup>。2025年11月には、「テロリストに

207 以下を参照。 <http://www.timesofisrael.com/smotrich-says-gaza-to-be-totally-destroyed-population-concentrated-in-small-area/>

208 以下を参照。 [https://stoptorture.org.il/wp-content/uploads/2024/09/Incarceration-of-Unlawful-Combatants-Law\\_July-2024.pdf](https://stoptorture.org.il/wp-content/uploads/2024/09/Incarceration-of-Unlawful-Combatants-Law_July-2024.pdf)

209 以下を参照。 [https://hamoked.org/files/2025/1666960\\_eng.pdf](https://hamoked.org/files/2025/1666960_eng.pdf)

210 以下を参照。 [https://hamoked.org/files/2025/annual\\_report\\_2024\\_v1.pdf?utm\\_source=chatgpt.com](https://hamoked.org/files/2025/annual_report_2024_v1.pdf?utm_source=chatgpt.com)

対する死刑」イニシアチブを承認した<sup>211</sup>。これらの措置は、集団的処罰を制度化し、拷問やその他の重大な人権侵害に対する法的障壁を取り除くものである。

74. 司法は一貫して、基本的人権よりも安全保障上の主張を優先してきた<sup>212</sup>。最高裁判所は、刑務所の食事削減への異議申し立てなど、限定的な請願については形式的に審理しているものの、ガザ封鎖やその他の集団的処罰措置の撤回<sup>213</sup>、独立した監視員による拘置施設への立ち入り許可<sup>214</sup>、そして数千人に上る行方不明のパレスチナ人の所在の開示要求<sup>215</sup>については、これを却下している。

75. 2023年10月、最高裁は、ガザの行方不明ジャーナリストに関する人身保護請求を行政手続きの理由により却下し、ガザが「敵対地域」に分類されているため、ガザ住民に関する情報を提供する法的義務はないという国の主張を認めた<sup>216</sup>。2024年9月、同裁判所は、2023年10月以降のスデ・テイマンにおける拘禁状況について審理することを却下した<sup>217</sup>。ヨルダン川西岸地区の軍事裁判所は、強制の下で得られた自白を根拠に拘禁を認可し続けており、事実上、拷問を容認している<sup>218</sup>。

76. こうした傾向により、行政機関と軍は、完全な不処罰の恩恵を受け続けてきた。拷問防止委員会は、検死の結果、拷問、栄養失調、医療の拒否などが死因であることが示されたにもかかわらず、こうした死について責任を問われたり説明責任を問われた国家公務員は一人もいないと指摘している<sup>219</sup>。イスラエル治安部隊は、国際メディアや外

---

211 以下を参照。 <https://www.ohchr.org/en/press-releases/2026/02/israel-un-experts-urge-withdrawal-death-penalty-bill>

212 以下を参照。 <http://www.timesofisrael.com/high-court-rules-state-failed-its-duty-to-feed-palestinian-prisoners-in-slap-to-ben-gvir> および <https://arabcenterdc.org/resource/israels-justice-system-and-the-genocidal-war-on-gaza/>

213 以下を参照。 <http://www.justsecurity.org/109731/israel-court-rejects-gaza-aid-petition/>

214 以下を参照。 <http://www.thenationalnews.com/news/mena/2026/02/06/israel-keeps-prisons-holding-palestinians-off-limits-to-red-cross/>

215 High Court of Justice of Israel, *Qashta et al. v. Israel Defense Forces et al.*, Case No. 7637/23, Judgment, 6 November 2023. 以下から取得できる。 [https://hamoked.org/files/2023/1666346\\_eng.pdf](https://hamoked.org/files/2023/1666346_eng.pdf)

216 High Court of Justice of Israel, *Alwahidi et al. v. Israel Defense Forces et al.*, Case 7439/23, Judgment, 30 October 2023. 以下から取得できる。 [https://hamoked.org/files/2023/1666391\\_eng.pdf](https://hamoked.org/files/2023/1666391_eng.pdf)

217 以下を参照。 <http://www.timesofisrael.com/high-court-declines-to-shutter-sde-teiman-orders-state-to-abide-by-law-for-detainees/>

218 以下を参照。 <https://www.merip.org/2024/10/israel-is-waging-war-on-palestinian-prisoners-2/>

219 CAT/C/ISR/CO/6, para. 24

交団の目の前でさえ、「フリーダム・フロティア」に参加していた外国人活動家やジャーナリストに対する虐待、さらにはレイプや性的虐待さえもためらわなかったと報告されている<sup>220</sup>。

77. 2023年10月以降、起訴された事例は1件のみである。2025年2月、軍事裁判所は、手足を縛られ目隠しされた被拘禁者に暴行を加えたとして、予備役兵に懲役7ヶ月の判決を下した。それにもかかわらず、スデ・テイマン<sup>221</sup>におけるパレスチナ人被拘禁者への性的虐待の映像を漏洩した責任ある高官は、中傷され起訴される<sup>222</sup>一方で、加害者たちは称賛され、庇われた。高官たちは拷問を「神聖な仕事」<sup>223</sup>と表現し、調査を国家への裏切り<sup>224</sup>と呼び、加害者を「英雄的な戦士」<sup>225</sup>と称した。あるラビは祝福を捧げ<sup>226</sup>、国民の大多数は調査に反対した<sup>227</sup>。最も衝撃的な暴露でさえ、イスラエル社会全体に道義的な怒りを引き起こすことはできなかった。

78. イスラエルの医療従事者は、拷問に加担してきた<sup>228</sup>。刑務所の医師や法医学者は、麻酔なしで切断手術を行い<sup>229</sup>、拷問の明らかな兆候を記録・報告することを繰り返し怠り<sup>230</sup>、負傷した被拘禁者に最小限の治療しか施さないことが多く<sup>231</sup>、記録を改ざんし、

---

220 以下を参照。 <https://freedomflotilla.org/2026/01/02/ffc-condemns-sexual-assaults>

221 以下を参照。 <https://www.bbc.com/news/articles/c8dy8r7lq0go>

222 以下を参照。 <http://www.aljazeera.com/news/2025/11/3/israel-arrests-ex-army-lawyer-over-leaked-video-showing-palestinians-abuse>

223 以下を参照。 <https://edition.cnn.com/2024/07/29/middleeast/sde-teiman-protests-idf-investigation-intl/index.html>

224 以下を参照。 <https://apnews.com/article/military-prosecutor-resignation-leak-sde-teiman-abuse-tomer-304deb724067c3644a02dcc0590e703a>

225 以下を参照。 <https://www.aljazeera.com/news/2024/7/29/israeli-far-right-politicians-protest-arrest-of-soldiers-suspected-of-abuse>

226 以下を参照。 <http://www.newarab.com/news/rabbi-blesses-soldier-accused-raping-palestinian-prisoner>

227 以下を参照。 <https://en.idi.org.il/articles/62309>、 および <https://x.com/Elizrael/status/1992617255721423138>

228 以下を参照。 <http://www.nybooks.com/online/2025/05/31/the-shame-of-israeli-medicine/> および Sara el-Solh and others, “Torture and health worker complicity in Israeli detention sites”, *British Medical Journal*, vol. 391 (2025).

229 CAT/C/ISR/C0/6, para.28、 [http://www.phr.org.il/wp-content/uploads/2024/04/5954\\_medical\\_ethics\\_Report\\_Eng.pdf](http://www.phr.org.il/wp-content/uploads/2024/04/5954_medical_ethics_Report_Eng.pdf) および [http://www.democracynow.org/2025/6/5/physicians\\_for\\_human\\_rights\\_israel](http://www.democracynow.org/2025/6/5/physicians_for_human_rights_israel)

ハンガーストライキを行う者への強制給餌に加担し<sup>232</sup>、場合によっては、医療を求めてきた被拘禁のパレスチナ人への暴行に積極的に加担した<sup>233</sup>。

79. 宗教指導者たちは残虐行為を正当化し、虐待を義務として再定義し、自制の余地を狭める道徳的物語を提供してきた<sup>234</sup>。戦時下の言説において聖書のモチーフを引用し<sup>235</sup>、著名な宗教指導者たちはパレスチナ人に対する集団的処罰や報復を公然と奨励し<sup>236</sup>、非人道的な扱いを常態化させる一助となっている。

80. メディア、学界、大衆文化は、国内での批判がほとんどないまま、主流のプラットフォーム上で非人間的な言説を広めてきた<sup>237</sup>。ガザの「殲滅」を求める声が公然と流され<sup>238</sup>、ベン・グヴィル国家安全保障相や刑務官が拷問を加えることを祝う動画が公開され、囚人への強姦の正当性に関する議論がテレビで放送されている<sup>239</sup>。ガザの破壊は、住民排除のための「好機」と位置づけられている<sup>240</sup>。兵士たちは繰り返し、恐怖を軽視

230 以下を参照。<https://mondoweiss.net/2024/05/how-israeli-prison-doctors-assist-in-the-torture-of-palestinian-detainees/> および <http://www.aljazeera.com/opinions/2024/6/18/action-must-be-taken-on-alleged-complicity-of-israeli-doctors-in-torture>

231 以下を参照。  
[http://www.phr.org.il/wp-content/uploads/2024/04/5954\\_medical\\_ethics\\_Report\\_Eng.pdf](http://www.phr.org.il/wp-content/uploads/2024/04/5954_medical_ethics_Report_Eng.pdf) p. 9 および  
[https://www.btselem.org/sites/default/files/publications/202408\\_welcome\\_to\\_hell\\_eng.pdf](https://www.btselem.org/sites/default/files/publications/202408_welcome_to_hell_eng.pdf) pp. 65 - 70

232 以下を参照。<https://al-shabaka.org/briefs/the-systematic-torture-of-palestinians-in-israeli-detention/>

233 以下を参照。<https://pchrgaza.org/wp-content/uploads/2025/05/Torture-and-Genocide-The-Shattered-Futures-of-Former-Palestinian-Detainees-in-Gaza.pdf>

234 生徒たちが軍務に就いている宗教学校「シラト・モーシェ」の校長、ラビ・エリヤフ・マリは、ガザの子どもや女性、高齢者を殺害するよう呼びかけた。以下を参照。<https://www.middleeastmonitor.com/20240309-yaffa-rabbi-according-to-jewish-law-all-gaza-residents-must-be-killed/>

235 [A/HRC/55/73](#), para. 50.

236 チャンネル 14 に出演したラビのシュムエル・エリヤフは、ガザの制圧を支持し、「この癌のような腫瘍を根絶せよ」と述べ ([http://www.youtube.com/shorts/vFZEjc0y\\_FY](http://www.youtube.com/shorts/vFZEjc0y_FY))、とりわけ、「仕事を完遂する」よう呼びかけた (<http://www.c14.co.il/article/1301009>) (ヘブライ語)

237 [A/79/319](#), para. 64.

238 以下を参照。<http://www.972mag.com/israeli-tv-hasbara-media-gaza/> および <https://www.theguardian.com/commentisfree/article/2024/sep/06/israeli-podcasters-laughing-gaza-genocide-two-nice-jewish-boys>

239 以下を参照。<https://www.middleeasteye.net/live-blog/live-blog-update/israeli-journalist-calls-rape-against-palestinian-be-institutionalised>

240 以下を参照。<https://theintercept.com/2023/10/25/israel-hamas-opportunity/>

しゲーム化してきた。毎日パレスチナ人の体の異なる部位を狙って撃つことを選んだり<sup>241</sup>、荒らされた家から奪ったランジェリーを着せられて縛りあげられたパレスチナ人の捕虜の横でポーズをとる自身の動画を投稿したり、盛り上がるサウンドトラックに合わせて街区全体を爆破したりしている<sup>242</sup>。大衆文化やデジタル文化はこうしたテーマを反映し、パレスチナ人の苦難を嘲笑している<sup>243</sup>。

81. これらすべては、集団的な取り組みであり、首尾一貫した構造を成している。すなわち、非人間化が意図的に行われ、暴力が容認され、責任追及が回避される社会全体にわたるシステムである。拷問は社会的に生み出され、政治的に擁護され、植民地支配者の疑いようのない権利として公に受け入れられている。そこでは、ある国家が別の国家の絶滅を祝うことで結束しているのだ。

## VI. 結論

82. 2023年10月以来、パレスチナ人に対する組織的な拷問は、イスラエルによって行われる入植者植民地主義的ジェノサイドの不可欠な構成要素となり、パレスチナ人という人々に向けられた殲滅的暴力の手段として機能している。ある地域全体において、ある集団そのものに対して拷問が行われ、かつ生活条件を破壊する政策を通じてそれが維持される場合、ジェノサイドの意図は明らかである。

83. 本報告書は、その表面をわずかに触れたに過ぎない。本報告書は、拷問を、拘禁下および非拘禁下の政策・慣行というより広範な枠組みの中に位置づけている。ここでは、集団的かつ長期的な危害の加害は、以下の手段を通じて人々を支配し抹消しようとする組織的な努力を反映している。すなわち、生活の基本的条件を破壊し、社会的絆と集団的抵抗を断ち切り、最終的にはパレスチナ人をその土地から追い出し、入植者に置き換えることである。

84. 拘禁下において、パレスチナ人の被拘禁者は、パレスチナ／イスラエルの歴史において前例のない規模と強度で、極めて冷酷な肉体的・心理的虐待にさらされてきた。残忍な殴打、性的暴力、強姦、死に至る虐待、飢餓、そして最も基本的な人間としての条件の組織的な剥奪は、何万人ものパレスチナ人とその愛する人々の身体と心に、深く永続的な傷跡を残した。こうした実態は、イスラエルの拘禁制度が、パレスチナ人から自由だけでなく、尊厳、アイデンティティ、さらには最も基本的な人間性さえも剥奪することを目的とした、組織的かつ広範な屈辱、強制、恐怖の体制へと墮落したことを示している。これらは決して孤立した過剰行為ではなく、拘禁体制の中で制度化され、イス

---

241 以下を参照。 <https://news.sky.com/story/almost-like-a-game-of-target-practice-british-surgeon-says-idf-shooting-gazans-at-aid-points-13401434>

242 以下を参照。 <http://www.youtube.com/watch?v=1D3uQbiE8No> および <https://genocide.live/24375>

243 以下を参照。 <http://www.haaretz.com/israel-news/2025-10-04/ty-article-opinion/.premium/inside-the-minds-of-young-israelis-mocking-gazas-suffering-on-tiktok/00000199-a61c-df33-a5dd-a67fbb890000?> および [http://www.instagram.com/reels/DP4B\\_e8Dpaa/](http://www.instagram.com/reels/DP4B_e8Dpaa/)

ラエル当局によって政治的に容認され、社会の一部によって公然と正当化され、あるいは称賛さえされている。

85. 拘禁を超えて、パレスチナ人は、集団的な肉体的・心理的苦痛を累積的に与える状況にさらされている。すなわち、大量殺戮、大規模な追放、住居やインフラの大規模な破壊、大規模な飢餓、必須の医療ケアを含む大規模な剥奪、そして修復不可能な暴力や屈辱への絶え間ない曝露である。この拷問のような環境において、生存に必要な条件の意図的な破壊は、日々の生活を疲労、トラウマ、そして不安定さという試練に変えている。

86. 占領地全域において、あらゆる行為を通じて、人々全体を標的とすることで<sup>244</sup>、ジェノサイドは究極の拷問形態——継続的で、世代を超えた、集団的なもの——となっている。これらの方針を総合すると、パレスチナ人に恒久的な苦痛を与え、日常生活を消滅させ、持続的な苦悩の環境を作り出すことを意図した、包括的な破壊システムが確立されている、ということである。これは、拷問によって引き起こされた、信頼、自己、帰属意識の不可逆的な侵食、およびそれが家族に及ぼす持続的な影響を記述する証言によって裏付けられている。これらの慣行は、危害を加え、パレスチナ人の自決権を永久に抹消し、政治的、文化的、領土的な継続性の可能性を蝕むよう設計されている。これが、ジェノサイド条約第2条(b)に基づく重大な身体的・精神的危害の加害行為であると同時に、意図的な集団的拷問を構成することは疑いようがない。

87. パレスチナ人の非人間化は、イタマル・ベン・グヴィル、ベザレル・スモトリッチ、イスラエル・カッツが政府に任命される以前から存在していたが、これらの政治家は現在、本報告書の背景にある政策を主導し、政治的な指針を与えている。信頼に足る正義の追求においては、拷問を孤立した犯罪としてではなく、パレスチナの人々の完全な抹殺（肉体的・心理的破壊、追放、置換）を目的としたジェノサイド計画の基礎的な柱として捉えなければならない。

## VII. 勧告

88. 以前の 58 の勧告<sup>245</sup>245 を想起し、特別報告者はさらに以下の勧告を行う。

89. イスラエルは以下を行うべきである。

(a) 拘禁中か否かを問わず、パレスチナ人々に対するあらゆる拷問および虐待行為を直ちに停止すること。これには、国際司法裁判所および国連総会がパレスチナ人々の人権の侵害であると認定した、占領下のパレスチナ領土で維持されているアパルトヘイト体制の解体が、基本的な前提条件として必要である。このプロセスは、同地域におけるイスラエルの違法な駐留の即時終了を起点とし、併せて説明責任の追及、完全な賠償、再

---

244 [A/79/384](#), paras. 54–74.

245 以下を参照。[A/77/356](#)、[A/78/545](#)、[A/79/384](#)、[A/80/492](#)、[A/HRC/53/59](#)、[A/HRC/55/73](#) および [A/HRC/59/23](#)

発防止の保証、ならびに制度的・教育的改革を通じた記憶の保存措置を講じなければならない。

(b) 国際赤十字委員会（ICRC）、東エルサレムを含むパレスチナ占領地域およびイスラエルに関する独立国際調査委員会、国連人権高等弁務官事務所、国連専門家、および弁護士に対し、違反行為を監視し、拷問やその他の虐待を含むすべての犯罪を調査するために必要なアクセスを付与すること。

90. 各国は以下を行うべきである。

(a) イスラエルの犯罪に加担したり、それに協力したりしないという義務を遵守し、その代わりに、特に国連憲章およびジェノサイド条約に規定される国際法の重大な違反を防止・是正するとともに、ジェノサイド、拷問、および虐待行為が調査・起訴されるよう確保する義務を履行すること。

(b) 起訴のための証拠収集を行うための仕組みと資源を強化し、行方不明となっているすべてのパレスチナ人の安否と所在を明らかにするとともに、イスラエルがパレスチナ人の被害者に対し適切な賠償を行うよう確保すること。

(c) ジェノサイドや拷問を含む重大な違反行為やその他の国際犯罪への関与が疑われる個人および法人を裁くため、普遍的管轄権の仕組みを発動すること。

(d) 生存者、特に元被拘禁者や拷問・性的暴力の生存者に対する心理社会的支援プログラムを支援する。これには、例えば国連拷問被害者自発的基金によるパレスチナ NGO への配分などを通じて、国際的な資金提供を行うべきである。また、生存者の第三国への移送を促進する。

(e) ジェノサイド、拷問、その他の人権侵害を引き起こしたり、これに加担したり、直接関与したりすることのないよう、企業およびその幹部がイスラエルとのあらゆる関与を停止することを確保すること。

91. 国際刑事裁判所（ICC）検察局は、ジェノサイド、拷問、および虐待の行為を捜査・起訴すべきであり、この文脈において、イスラエル当局者、特にイタマル・ベン・グヴィル、イスラエル・カツツ、ベザレル・スモトリッチに対し、直ちに逮捕状を請求すべきである。これらの人物は、本報告書で概説された残虐な犯罪を犯し、または命令した疑いがある。また、イスラエル軍の参謀総長および拘置所を管轄するイスラエル刑務局の高官に対しても同様である。

92. 特別報告者は、各国および国際機関に対し、パレスチナに残されたものを破壊するのを阻止するために、その権限の及ぶ限り、あらゆることを行うよう強く求める。この義務は差し迫ったものであり、継続的になされるべきものである。遅れれば遅れるだけ、被害は取り返しのつかないものとなり悪化し、国際法および国連が防止、阻止、処罰することを目的としている残虐な体制がさらに定着してしまう。